

官報 号外 平成十年五月十九日

平成十年五月十九日

託及び受託に関する法律案(内閣提出、參議

午後零時二十四分開議

院送付) 日程第八 郵便振替法の一部を改正する法律案

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま
す。

○第一百四十二回
國會衆議院會議錄 第四十號

平成十年五月十九日(火曜日)

議事日程 第二十八号

午後零時二十分開議

第一　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金

第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、

第三 船員職業安寧

改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 サービスの貿易に関する一般協定の第五 議定書の締結について承認を求めるの件

第五 國際商取引における外國公務員に対する

承認を求めるの件

第六 暫便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(内閣提出、參議院)

院送付

平成十年五月十九日 衆議院会議録第四十号

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間へ

協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

由の説明を聽取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送出)

日程第三 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長大野功統君。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野功統君登壇〕

○大野功統君 ただいま議題となりました両法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、海上保安庁長官が海上災害防止センターに排出油の防除のための措置を講すべきことを指示し得る範囲を拡大する等所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、四月二十四日に参議院より送付され、

五月七日本委員会に付託されました。

本委員会においては、五月八日藤井運輸大臣から提案理由の説明を聽取し、去る十五日質疑に入りました。

次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって同日質疑を終了いたしました。

次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、文書等による船員募集を自由化するとともに、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した資格証明書を持つ者が運輸大臣の承認を受けて船舶職員になれることとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、四月二十一日に参議院より送付され、五月七日本委員会に付託されました。

本委員会においては、五月八日藤井運輸大臣から提案理由の説明を聽取し、去る十五日質疑に入りて承認を求めるの件

り、同日質疑を終了いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

本件

○議長(伊藤宗一郎君) 第五議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 第五議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 第五議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 第五議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、国際商取引における外國公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○中馬弘毅君登壇

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、サービス協定第五議定書について申し上げます。

WTO協定の附属書として作成されたサービス貿易一般協定の金融サービス分野については、交渉が難航し、WTO協定の効力発生後も交渉が継続され、平成七年十月に第一議定書が作成されました。同分野については、約束表の修正または撤回等を行う機会が再度与えられることになつて以来、平成九年四月交渉が再開された結果、平成十年二月二十七日、本議定書が作成されました。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○国務大臣(大木浩君) 地球温暖化対策の推進に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

進員を委嘱すること、国及び都道府県は地球温暖化防止活動推進センターを指定することができる

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

定めた京都議定書が採択されました。一方、我が国の現状を見ますと、二酸化炭素排出量はここ数年増加基調にあり、実施可能な対策を現段階から講じていかなければなりません。

の趣旨についての記述（前略）

いたします。
両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

このような状況の中で、地球温暖化対策の推進を図るため、今般、この法律案を提案した次第であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、兩案とも委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第七及び第八の兩案を一括して採決いたします。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民をそれぞれが地球温暖化防止のために取り組みを行う責務を定めることとしております。

第二に、政府は、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、みずから事務及び事業に関して実行すべき措置につ

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕
○議長（伊藤宗一郎君） 御異議なしと認めます。
よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

して定める計画に関する事項等について、基本方針を策定することとしております。

地球温暖化対策の推進に関する法律案(内閣)

○議長(伊藤宗一郎君) 一〇、
温暖化対策の推進に関する法律案について、趣旨説明
の説明を求めます。国務大臣大木浩君。

第五に、国民が行う温室効果ガスの排出の抑制等に関する、都道府県知事は地球温暖化防止活動推進し、その公表等に努めなければならないこととしております。

の作成、公表への努力を求めていたことです。中央環境審議会の昨年十一月の答申では、事業者についても、計画の作成、届け出が義務づけられていたはずですが、いつの間にか、義務が努力にすりかわっているではありませんか。国や地方自治

くんでいくことはしないでしょ。が、そして、そのための政治のリーダーシップこそ求められていいのではないか。

第三に、地方公共団体は、みずから事務及び事業に関して実行すべき措置について計画を定め、その公表等を行うこととしております。

國、地方自治体、事業者、國民の責務とすることがあるとするのであれば、修正が必要であります。

決することは不可能です。技術の果たす役割は言うまでもありませんが、まず何よりも大切なことは、社会の仕組み、国民の生活そのものを温暖化

○議長(伊藤宗一郎君)　この際、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

い事業者は、単独にまたは共同して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、その公表等に努めなければならない」としております。

結果の公表等を義務づけながら、事業者には計画の作成、公表への努力を求めていることです。中央環境審議会の昨年十一月の答申では、事業者についても、計画の作成、届け出が義務づけられて

り、今後そうした意識を持つた国民を大きくはくんでいくことではないでしょうか。そして、そのための政治のリーダーシップこそ求められていいのではないでしょうか。

平成十年五月十九日 衆議院会議録第四十号

地球温暖化対策の推進に関する法律案についての大 きな問題に対する岩國哲人君の質疑

不国務大臣の趣旨説明 地球温暖化対策の推進に関するもの

する法律案の趣旨説明

施設については防火あるいは安全上の観点に配慮して整備が行われているところでありますけれども、木の特性を生かした温かみと潤いのある環境づくりが推進されること、これは教室のみではなく、附属する、例えば屋内体育馆等を含めまして、私は児童生徒の豊かな情操を涵養する上で有意義なことだと考えております。

また、今回のサミットにおいて、京都会議の成果を受け、日本からは、途上国をいかにして自主的にこの地球温暖化防止に参加させていくことを懇意するか、こうしたことについての論議を開いてまいりました。

その上で、樹木医の海外派遣についての御意見をいただきました。

我が国としては、樹木医の派遣実績は御指摘のとおりございません。しかし、ODAを通じてこれまでに、森林の保全、造成のために延べ千七百五十名の専門家を海外に派遣した実績を持っております。我が国としては、今後とも、温暖化対策に関する京都イニシアチブなどを踏まえて、相手国的具体的な要請に応じ、専門家の派遣等、適切に対処していく所存であります。

最後に、本法案の修正についてお尋ねがございました。

政府といたしましては、十分に検討を行つて提出した法律案として、速やかな成立を心から願つておる次第であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣大木造君登壇〕

○國務大臣(大木造君) 省エネ法と今回のこの法案の関連について御質問があつたわけございました。

すけれども、これはたまたま一部は同じ、例えばガスというものを対象にしておりますけれども、必ずしも全部一緒にいうわけではございませんし、またその目的も、あるいは今後法案を実施するために対象となる人という面からとらえましても、必ずしも一緒にではないということでございまさから、これはやはり総理がおっしゃいましたように、片っ方が基本法で、もう一つが部分を扱う各論の法律だというふうには私どもは受けとめておりません。

ただ、省エネ法が実施されれば、これは当然にその結果として温暖化防止にも大きな効果があるというふうに受けとめておりますので、両者を上手に連携させながら運用してまいりたいと思っております。

なお、御承知のとおりに、COP3で決められた内容というものがまだ十分に、不確定なものがたくさん残つておるわけでございますから、私たちとしては、現段階ではこの法律が妥当なものだと思っておりますけれども、今後の国際的な取り決めの内容の変化に伴つてまた国内法もしかるべき段階においては見直すことが必要であるかもしれませんといふことは、私どもも想定しております。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣町村信孝君登壇〕

○國務大臣(町村信孝君) 岩國議員にお答えをいたします。

まず第一点の、竹下元総理の環境に関する言葉を教科書に入れるべきではないかというお尋ねでございました。

環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって非常に重要な課題でございまして、二十一世紀に生きる児童生徒にこれらの問題について正しい理解を深めさせ、責任ある行動がとれるようになります。極めて重要であると認識をいたしております。

教科書の具体的な記述については、我が国は御承知のように検定制度をとっていますため、御指摘のとおりの記述を教科書に盛り込ませることは残念ながらこれは困難でございますが、今使われている教科書におきましても、例えば、地球環境の悪化を防ぎ、自然を守るために、各国の政府や国際連合を初めいろいろな国際団体が会議を開き、計画をつくるなどさまざまな努力をしてい

ます。

総理の御答弁もありましたように、学校施設の整備に当たりまして積極的に木材を活用することは、温かみと潤いがあり、かつ環境への負荷が少ない施設づくりを進める上で効果が期待できるものでございます。

一番目に、自然を大切にすることに関する教科書記述の充実についてのお尋ねがございました。学校におきます環境教育については、環境と人間とのかかわりや環境を保全することの大切さなどを指導しているところであります。小学校の教科書におきましても、小学校低学年の生活科において、自然を利用した遊びの工夫や動植物の飼育、栽培、こうした活動を扱った教材が取り上げられているところであります。また、社会科、道徳、その他の教科におきましても、自然を愛する心を育てる」とや、あるいは国土の保全や水資源の涵養などのために森林資源が大切である、こうしたことを見えた記述もなされております。

文部省といたしましては、今後とも環境問題に

対する教科書の記述の一層の充実が図られ、子供たちが環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力が養われる事を期待しているところでございます。

三番目のポイントですが、木材の特性や環境への配慮の観点から木造校舎の推進についてのお尋ねであります。

総理の御答弁にもありましたように、学校施設の整備に当たりまして積極的に木材を活用することは、温かみと潤いがあり、かつ環境への負荷が少ない施設づくりを進める上で効果が期待できるものでございます。

文部省といたしましても、昭和六十年に既に学校施設における木材使用について通知を発出してその促進を図つてきているところでございます。

今後とも設置者である市町村等に対して木材の積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

文部省といたしましては、今後とも環境問題に

外 報 号

方単独事業によりまして、水辺の空間づくりなど各種の施策が推進できるよう財政的な措置をいたしておるところでございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 田端正広君。

(田端正広君登壇)

○田端正広君 新党平和の田端正広でござります。

私は、平和・改革を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律案について、橋本総理並びに関係大臣に質問いたします。

世界に先駆けて地球温暖化対策推進法案が上程され、こうした議論が展開できることに敬意を表するところであります。前線は一週間から十日早く北上いたしました。エルニーニョ現象の影響とも言われていますが、この四月は全国的に気温が高く、東京で十六・三度、平年差プラス二・二度、名古屋市で十七・二度、プラス三・四度、京都市で十七・三度、プラス三・四度と、全国六十八地点で観測史上最高を記録しました。

原因はともあれ、地球温暖化の傾向は明らかに迫ってきており、もし、言われているように、今後五十年で年平均気温が一、二度上昇するに、東京が福岡並みの気温になり、大阪が鹿児島になってしまいます。コシヒカリやササニシキといったおいしいお米がそれなりに伝染病の発生地図が塗りかえられることになり、生活様式も大きく変化するでしょう。つまり、これら気候変動は、全地球的なテーマであり、人類の将来に

かかる課題と言えます。

その意味では、昨年十一月に京都において開催された地球温暖化防止京都会議、COP3は大変に重要な国際会議であったと言えますし、同時に、大木環境庁長官が議長として京都議定書をまとめるという大役を果たしました。日本はこの京都会議で、二〇一〇年時点で、CO₂など六つの温室効果ガスを一九九〇年比六%削減することを約束したわけであります。

そこで、橋本総理に伺います。

総理は、議長国のトップとして、昨年六月の国連環境開発特別総会でこう宣言されました。多く

の環境問題の中でも気候変動は、現代の人類はもちろん、将来の人類の生存に直接かかる深刻な

課題です、この十二月に我が国の古都京都で開催される気候変動枠組条約第三回締約国会議はぜひ成功させなければなりませんと世界に向けて訴えました。

そして、橋本総理は、昨年の京都会議の席上、

こうも述べました。我が国は、二〇一〇年以降の厳しい削減を進めるため、具体的な実効ある対策を総合的かつ計画的に講じていく考え方であり、私

みずからがリーダーシップをとり、対策の実施とフォローアップを進めていきますと演説されたこ

とを私も記憶していますが、あれから半年、総理

は、この二つの法律が相まって実績を上げ、総割り行政の弊害を克服するよう取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、この法律はいわゆる努力規定にとどまつていて、法律事項と申しますか、義務規定が

なく、罰則もありません。その意味では、新しい

発想の理念的な枠組み法案であるとも言えます。

しかし、現実に六%削減を目指すわけですから、このままでは世界に誇り得る内容と言えるかどうか疑問が残ります。これらについて大木環境庁長官の見解を伺います。

CO₂削減のためには何といつても産業界において、政策実行の総責任者としての自覚を強く促すところであります。

橋本総理、ぜひ、日本の顔が国際社会の中で見えてくるような指揮をとっていただきたい。世界

が注目しています。しかし、残念ながら、先日の

バーミンガム・サミットの席上でも、この問題に對して積極的に明確な主張が見られませんでした。アメリカやロシアに対しても、京都議定書への署名を強く求めるべきであったと思います。このままでは、国際的にも、そして国内的にも、N

GOの方々からも、橋本総理は本気でCO₂削減に取り組む意思があるのかと問われることになります。ぜひ、この本会議の席で明快に答えていただきたい。

そこで、法律の中身について質問します。

まず、この法案と京都議定書の関係はどう位置づけられるのか。文案の中には、COP3を受けた温暖化対策という表現は見当たりません。また、この法案は、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が示されていますが、國の責務として、総合的な地球温暖化対策を策定し、実施すると記されている、その総合的の意味するところとは何でしょうか。

さらに、この法律はいわゆる努力規定にとどまり行政の弊害を克服するよう取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、本法案と省エネ法改正案との関係について通産大臣にお尋ねします。

本法案は、地球温暖化対策を推進するという政策の骨格をなす枠組み法であり、省エネ法は個別の政策実行法という関係にあると思います。一言で言うなら、総合政策と個別政策、あるいは幹と枝のような関係かと思いますが、通産大臣、今後は、この二つの法律が相まって実績を上げ、総割り行政の弊害を克服するよう取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

これまで、環境行政に関しては環境庁の力量が問われるケースが多くありました。この地球温

暖化防止という一点に関しては、環境庁はぜひこのままでは世界に誇り得る内容と言えるかどうか

が疑問が残ります。これらについて大木環境庁長官の見解を伺います。

CO₂削減のためには何といつても産業界にあ

りますが、本法案は、事業者に対して排出抑制の

計画を作成し公表するように努めなければならぬ

と努力規定になっていて、抑制計画の策定及び

公表は事業者次第となっているわけであります。

橋本総理に訴えたい。橋本総理が掲げてきた六

(号)外官

つの改革はことごとく挫折し、行き詰まっている現状を考えるとき、もし総理に国民からの信頼回復のチャンスがあるとすれば、それは、この地球温暖化対策で国際的リーダーシップを發揮し、日本及び人類の将来に適切のないように実績を上げるときのみであると考えます。その意味では、一縷の望みを地球温暖化対策に託して総力で取り組むべきであります。しかしながら、その姿勢はまだ見えず、気迫も感じられません。現在、橋本総理が本部長を務める地球温暖化対策推進本部もほとんど稼働していません。これでは六つの改革と同じ運命をたどることは必至だと思いますが、総理の見解を伺いたい。

最後に、重ねて橋本総理にお尋ねします。

今回のインドの核実験は、折からバーミングガム・サミットに挑戦するかのように行われました。首脳会議参加八カ国の中で、橋本総理はアジアからただ一人の出席者であり、日本は唯一の被爆国であります。その意味では、核保有五カ国に対して、また全世界に向けて、核廃絶への具体的な主張を強力に発信すべきチャンスがありました。二十一世紀の人類の平和と地球環境を守るために、橋本総理のこの点に関する所見、認識を伺い、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 田端議員にお答えを申し上げます。

まず、京都会議以降の温暖化防止に向けた取り組みについてお尋ねをいただきました。
京都会議直後に、私が本部長となり地球温暖化対策推進本部を内閣に設置し、本年一月に重点的に取り組むべき対策を決定いたしました。その

後、省エネルギー法改正法案及び地球温暖化対策推進法案の今国会への提出を初めとして、本推進本部において実効のある対策を総合的に推進するため検討を進めています。

特に、国民の意識あるいはライフスタイルの見直しに当たっては、運動の軸になるものがなければなりません。ぜひとも京都議定書に直接には言及せずに、とにかくやれることをスタートしよう、こ

とにかくやれることをスタートしようと存じます。さらになかなが容易には進まないのではないかという問題意識から、夏時間の導入と地球環境にやさしい生活のあり方について国民的な議論を行おうと私は強い指示で調査を始めることいたしました。

また、ロシアとの間で共同実施を行うために、私の決意というお尋ねがございました。

なお、四月二十四日に閣議決定をいたしました総合経済対策におきましても、地球温暖化の防止に配慮しておりますことを申し添えます。

また、バーミングガム・サミットにおける議論及び私の決意というお尋ねがございました。

会議におましましては、地球温暖化の防止が議論されました。そして私からは、京都議定書の実現に向けた取り組みを継続しながら、いかにすれば途上国の自立的な参加を促すことができるか、そのための協力を進めるべきことを強く指摘いたしました。温暖化防止を内閣の最重要課題の一つと位置づけており、引き続き内外の取り組みを進めてまいります。(拍手)

〔国務大臣大木浩君登壇〕
○国務大臣(大木浩君) 私に対する御質問が五つあります。

また、政府が一体となり温暖化対策に総力を挙げるべきという御指摘をいただきましたが、この問題を内閣の最重要課題として、国際的な役割を積極的に果たすとともに、地球温暖化対策推進本部におましまして、ライフスタイルの見直しを含め、今までの京都議定書というのではなく、それがどういったことでこの法案をつくらせていただいたわ

けでございます。

二番目に、総合的な地球温暖化対策を策定し、実施すると書いてあるが、総合的というのはどういう意味だ、こういうことでございますが、これが日本政府のこれに対する反応が非常に早かつたことは、御承知のとおりであります。そして、この核実験は国際的な核軍縮・不拡散体制への深刻な挑戦であり、インドに対し、明確でしかも力強いメッセージを発すべきことを強調してまいりました。これを受け、G8首脳声明は、インドの核実験を非難し、NPT、CTBTに無条件に従うよう要請するとともに、核軍縮・不拡散体制に対する完全な支持を強調し、その重要性を全世界に発信いたしました。殊に地域の安定という点に対し、他国にも呼びかけを行っておりますことは、御承知のとおりであります。

いずれにいたしましても、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器、将来、二度と使用されるようなことがあつてはなりません。核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要だと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

また、政府が一体となり温暖化対策に総力を挙げるべきという御指摘をいただきましたが、この問題を内閣の最重要課題として、国際的な役割を果たすを受けた温暖化対策という表現がないのじゃなかると御質問がございましたが、御存じのとおりに、今までの京都議定書というのではなく、それがどういうことで御努力中でございますから、これは、公共団体の努力の姿を見せていただきまして、こ

あえて言えば、まだ、だんだんこれから充実していくかなきやならぬという性格も持っておりますので、今日はあえて京都議定書に直接には言及せず、とにかくやれることをスタートしよう、こ

れを自主的にまた外へ示していただき、こういうことがいいのではないか。あえて罰則というようなことではない方がいいのではないかというふうに考えておるわけあります。

第四に、事業者に対し排出抑制の計画を作成し公表するように、公表ということを非常に御質問で言っておられるわけでございますが、これも、現在では、公表ということになると今度はどこまで出すのだというような議論もいろいろ出てまいりますので、先ほどから申し上げておりますようだ、各事業者あるいは地方公共団体等々でそういうたむしろ自主的にやろう、こういう機運も進んでおりますから、とりあえずは自主的な結果といふものを見せていただく。ですから、もちろん事業者の方でみずから公表していただきことは私どもは大いに歓迎するところであります。

それから第五に、環境庁が従来からもちろんリーダーシップを發揮してきたか、縦割り行政の中でもっとしっかりとやれ、こういう御激励の言葉もございましたけれども、今回の法案でもそういった気持ちを受けて、第十四条で環境庁長官としては関係各省庁に対して必要な要請はするということも書いていたいと思いますので、その趣旨に沿ってしっかりと頑張ってまいりたいと考えております。(拍手)

(國務大臣(堀内光雄君登壇))

○國務大臣(堀内光雄君) 田端議員にお答えを申し上げます。

改正省エネ法に基づき提出された計画を公表すべきではないかという御指摘でございますが、当該計画につきましては、国が必要な措置を的確に

講じることができますように、導入する設備の内容あるいは投資の計画についても具体的に記載を求めるようになっております。こうした具体的な事項は、通常企業の経営上の秘密に属するものもありまますことから、一般に公開することはなじまないと考えております。

次に、地球温暖化対策法案と省エネ法の改正法案との関係についての御指摘でございますが、前者は、主に温室効果ガスを排出する各主体の自主的な取り組みを喚起するための枠組みを定める法律であり、また一方、後者の方は、省エネを進めるために規制措置を含めた具体的な措置を講じる法律であると認識をいたしております。この両者が相まって、地球温暖化の防止が的確に図られるものと認識をいたしております。この両者は

以上でござります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 武山百合子君。

(武山百合子君登壇)

○武山百合子君 私は、自由党を代表して、橋本総理並びに大木環境庁長官に質問をいたします。

冒頭、バーミンガム・サミットについてお尋ねします。

今回のサミットは、昨年十二月に日本が議長国となつた気候変動枠組条約第二回締約国会議、いわゆる京都会議を受けて、先進国首脳間で地球温暖化対策を話し合つた絶好の機会であったと思いましておりました。

以上であります。(拍手)

(國務大臣(堀内光雄君登壇))

○國務大臣(堀内光雄君) 田端議員にお答えを申し上げます。

改正省エネ法に基づき提出された計画を公表すべきではないかという御指摘でござりますが、当

特に地球温暖化防止について御見解を伺います。

京都会議は、国際社会が温室効果ガス削減の必要を認め、京都議定書という形で地球温暖化防止へ確かな道筋をつけました。我が国は、二〇〇八年から始まる目標期間間に、一九九〇年に比べ九%近く増加しました。トータルで一五%の削減を約束しました。

既に我が国の排出量は、一定の対策が講じられましたが、現時点で、一九九〇年に比べ九%近く増加しました。トータルで一五%の削減を約束しました。我が国は、もはや小手先の計画ではできません。総理が環境問題を本当に重視しているのなら、地球温暖化防止対策に明確な基本方針を表明すべきではないでしょうか。総理の御見解を伺います。

一九九〇年レベルの六%削減は、京都議定書に基づくものであり、現時点でも一五%の削減目標は達成する。六%削減を達成するため、政府の当面の削減方針について、総理の御方針を伺います。

また、六%削減を達成するため、便利になり過ぎた私たちの生活水準を引き下げることもある程度やむを得ないと思います。政府は、民間のシンクタンクや広く国民の意見やアイデアを募つて、温暖化防止のため望ましい生活レベルの姿を明らかにする必要があります。望ましい国民の生活様式について、国民の合意を形成し実行していくリーダーシップを發揮することこそ、橋本総理、あなたに課せられた役割ではないでしょうか。

この法案は、温暖化防止行動計画で失敗した反省が生かされておりません。これが効果を上げ、温暖化の防止に寄与するものと期待を込め、法案の内容について伺います。

まず、この法案は、地球温暖化防止活動推進セ

ンターを都道府県に一ヵ所ずつ指定すること、

活動推進員の委嘱が中心となつております。施設と普及啓発の推進員がいれば温暖化防止が進むかのよくな、本質から外れた法案と言わざるを得ません。しかも、センターの指定は、問題の多い公

益法人への人的、財政的資源の投入を促すものであります。民間のNGOやNPOとの間の公平性の観点から、私は問題があると思います。

そこで、市民参加の規定を設け、推進員の委嘱はNGOの人材を積極的に登用すべきであります。行政とNGOが互いに協力して削減目標達成の枠組みをつくることが重要です。また、排出抑制計画の内容や実施状況を監視する独立機関の設置が必要です。国の計画でも、第三者的監視機関の評価を受ける仕組みが必要ではないでしょうか。環境庁長官の御見解を伺います。

次に、地方公共団体のうち、市町村は排出抑制の実行計画を作成するよう努めるとあります。私は、市町村も都道府県と同じように計画を義務づける必要があると思います。環境庁長官の御見解を伺います。

次に、温室効果ガスの排出事業者による抑制の計画が努力規定となつていますが、削減効果を上げるため、事業者に税制や金融面の優遇措置を行なう必要があります。今、誘導的な奨励政策をとるべきです。総理の御見解を伺います。

最後に、総理に申し上げます。

私は、これから環境政策は、グローバル化のもとで新環境政策の展開が必要だと思います。すなわち、生産技術の向上とともに、環境保全技術の開発を行うことです。社会経済システムに環境保全システムを組み込むことであり、私たちは資

循環型社会をつくるなければなりません。環境破壊を食いとめ、環境保全に重点を置き、経済成長との調和を図る持続可能な開発を進める必要があると思います。

しかし、橋本総理がこのことを実践しているとは思いません。総理就任以来、日本経済は悪化の一途をたどり、だれもが認める戦後最悪の経済状態になっています。また、温室効果ガスは減少どころか増加の一途をたどり続け、環境は悪化する一方であります。環境と経済を同時に悪化させたのは歴代内閣では橋本総理だけだと指摘を受けないよう、経済が悪化しているのですから、せめて環境だけは守る努力を行うべきではないでしょうか。総理の反省を求めて、私の質問は終わります。ありがとうございました。(拍手)

(号外)

官報

【内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇】
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 武山議員にお答えを申し上げます。

バーミンガム・サミットにおける地球温暖化の議論についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたように、会議では地球温暖化の防止が議論をされ、私から、京都議定書の実現に向けた取り組みを継続しながら、途上国への自主的参加を促すための協力を進めるべきことを強く指摘をいたしました。これらの点については、参加国首脳の間で意見の一致を見ております。

次に、対策の基本方針についてお尋ねがございました。

この問題は内閣の最重要課題であり、京都会議直後に、私が本部長となり地球温暖化対策推進本部を内閣に設置し、具体的かつ実効ある対策を總

合的に推進することを決定いたしました。今後、各分野の対策を地球温暖化対策推進大綱として本年六月を日程に取りまとめる所存であり、また、本法案に基づく基本方針も速やかに策定をいたしました。

次に、六%削減のための当面の方針についてのお尋ねがございました。

まず、CO₂、メタン、亜酸化窒素につきましては一・五%の削減を達成し、HFC、PFC、SF₆につきましては二%程度の増加にとどめるよう排出抑制に努めます。また、吸収源につきましては、必要な追加的吸収分の確保に向けた適切な方法論等の確立に努めるほか、共同実施、排出量取引等の活用を図ることにより、目標を達成していく方針であります。

なお、ロシアとの間で共同実施を行うために、私の指示で調査を始めることいたしました。

次に、生活水準の引き下げや国民の生活様式についての御質問がございました。

御指摘の点を含め、国民の意識あるいはライフスタイルの見直しというのは、抽象的に言つるのは簡単ですけれども、現実にはなかなか容易に進まないことは、議員も御承知のとおりであります。

そのため、私としては、運動の軸になるものが何が必要ではないか、どうした考え方から、夏時間の導入と地球環境に優しい生活のあり方について国民的議論を行ふことといたしております。

また、事業者の取り組みに対する誘導的、奨励的施策について御意見をいただきましたが、省エネ型の装置等への投資を促進するための税制や政策融資が既に設けられております。事業者の自主的効力を促進するために、引き続きこれらの施策を総

の活用が図られるよう努めるとともに、技術的な助言その他、きめ細やかな措置についても講じてまいこといたします。

最後に、これから環境政策についてのお尋ねがございました。

リサイクルに適切に配慮した資源の有効利用や環境保全の技術開発等を進めつつ、経済社会における物質循環をできる限り確保することによつて、環境に負荷の少ない循環を基調とした経済社会システムを実現していくことが重要であり、そのことによって経済社会の持続的な発展が可能となる、そう考えておりますが、その一環として、家電製品のリサイクル法を今国会に提案させていただいているところでござります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

【国務大臣大臣木浩君登壇】

○国務大臣(大臣木浩君) 武山議員の御質問、二つ

だったと思ひます。

一つはNGOと、それからそれに関連でございま

ますが、独立の監視機関というお話をございま

た。これをまとめてお答え申し上げますが、NG

Oにつきましては、京都会議の前後、大変に、大

いにこの温暖化防止の意義についてもPRしてい

ただきましたし、現場でもいろいろと御協力いた

だいたわけでございますが、とりあえずは、非常

にそのNGOも数が多い、それからまだ今いろいろお立場も違うようでござりますから、私どもは

その個々のNGOとは積極的に接觸しておりますけれども、NGO全体として政府はどういうふうに関係を持つかということについては、日下

す。

ただ、推進員の選定とかそういうことについては、どうぞひとつまた意見を寄せていただきたいと思っておりますし、またいろいろな形で私どもは、今申し上げましたように、こちらから接触する意図は十分ございますので、どうぞひとつ各NGOともそういうお立場で環境庁と接觸を願いたい。

それから、監視員のお話をございますが、これも先ほどから同じような趣旨を述べておりますけれども、差し当たっては、国民一般、事業者を含め、あるいは都道府県やらといった地方自治体を含めて、それぞれやはりまず自発的にできるところで、だれか上から監視をして、それでもって大いに促進するというのは、ちょっとところなりじまないのじやないかなという感じを持っております。

それからもう一つの御質問、これは、市町村についても都道府県と同様にいろいろな温暖化防止の実行計画をつくることを義務づけたらどうか、こういうお話をございます。これは、私もいろいろな市町村を回りましてお話を聞いておりますが、今の段階で、いろいろ市町村にも大きいものもあるし小さいものもあるし、非常にその環境問題について関心が強いところもあるし、そうでないところもあるということだと思いますから、とりあえずは義務づけはいたしませんが、既に現実に市町村でいろいろと自発的に計画をおつくりのところもありますから、そういうところがどんどんと計画をつくっていただくことにつきましては私どもも大いに歓迎ということをございますので、

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

受けない。日本政府は、在日ブラジル人の増加に鑑みて、かような子どもに日本国籍を与えるため、国籍法を改正する必要はないと考えるか。

三　日本人父と外国人母から生まれた非嫡出子について、出生後の認知によって日本国籍の取得を認めた平成九年一〇月一七日の最高裁判決について

(1)　本年一月三〇日の法務省民事局長通達は、この最高裁判決と同様の事案について、子の出生後三か月以内に嫡出推定を排除する裁判が提起され、裁判確定後一四日以内に認知の届出等がされている場合には、原則として出生による国籍取得を認定するとしているが、かような期間を経過している場合には、民事局長の指示を求めるとしているだけであり、具体的な国籍認定基準を示していない。

出生による国籍取得は、できるかぎり確定的に認定する必要があるが、政府は、この通達で十分と考えるか。

(2)　そもそも、民事局長通達が認定の基準とした「子の出生後三か月」「裁判確定後一四日以内」という要件は、平成九年一〇月一七日の最高裁判決で示された被上告人のケースとほぼ一致しているのは單なる偶然か。もし、「子の出生後四か月」で争われた事件であれば通達の基準は「四か月」となるのか。

(3)　この最高裁判決の補足意見は、嫡出推定を排除する裁判を提起する期間および認知届をすべき期間を、具体的な数値によって示

すために立法的解決が必要であるとしているが、政府は、かような法律案を作成する用意があるか。またあるとしたら、その内容はいかなるものか。

(4)　この最高裁判決は、同じく外国人母の非嫡出子でありながら、戸籍の記載いかんによって、子が生来的に日本国籍を取得する道に著しい差があることを不合理であると述べているが、そもそも嫡出子か非嫡出子か、胎児認知か生後認知かによって、国籍取得に区別があること自体が不合理であると考えられる。これらは「法の下の平等」に反するのではないか。

四　児童の権利条約および自由権規約の実施状況 報告書について

(1)　日本政府の報告書は、いざれも無国籍の防止について、国籍法二条三号を援用しているが、最近の無国籍児の急増ぶりをみても、この規定の運用ないしこの規定自体に問題はないと考えるか。

(2)　日本政府の報告書は、いざれも「限られた範囲で『無国籍が生じる場合がある』ことを認めているが、現行法のもとで、具体的に無国籍などのような場合に発生すると考えるか。

(3)　フィリピンやタイなどの外国国籍として登録されている子どもが、本国政府から当該国籍を取得していないと認定され、事實上保護を受けない場合にも、児童の権利条約および自由権規約の解釈として、無国籍は発生していないと考えるか。

(4)　日本政府の報告書は、いざれも無国籍児に容易であるという根拠(法令、行政先例など)は何か。また帰化は、法務大臣の裁量による許可が要件とされているので、無国籍児であるからといって帰化が許可されるという保証はないはずであるが、日本政府は現状で十分と考えるか。

(5)　児童の権利委員会は、日本政府の報告書に対して、非嫡出子の国籍取得に関する情報を開示するように求めているが、政府は、どのような回答を用意しているのか。

(6)　すでにイギリス人父と外国人母から生まれた非嫡出子がイギリス国籍を取得しないことについては、児童の権利委員会の審査で条約違反が指摘されているが、同様に日本国籍法も、条約違反になるのではないのか。

(7)　わが国の国籍法および戸籍法は、外国で生まれて重国籍になった子どもについて、平成十年三月三十一日現在の統計はないが、出生の日から僅か三か月以内に国籍留保届をしなかつただけで、日本国籍を失うと定めている。そのため、日本人夫とフィリピン人妻から生まれた多数の子どもが日本国籍を失っているといわれているが、政府は、これが児童の権利条約および自由権規約に違反しないと考えるか。

内閣衆質一四(第二七号)
平成十年五月十五日

内閣総理大臣臨時代理 小淵 恵三
衆議院議員保坂辰人君提出子どもの国籍取得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員保坂辰人君提出子どもの国籍取得に関する質問に対する答弁書
得に関する質問に対する答弁書

一の(1)について
平成七年十一月三十一日現在、国籍を無国籍として外国人登録されていた四歳以下の者は四百六十四人であったが、この数は、平成八年十二月三十一日現在では七百三十四人、平成九年十二月三十一日現在では九百三十三人となっている。外国人登録事務上、無国籍として登録されている者の中には、本来的な意味での無国籍者のほか、国籍不明の者もかなり含まれているが、無国籍として登録されている四歳以下の外国人が増加している理由については判然としない。

一の(2)について
平成十年三月三十一日現在の統計はないが、同九年十一月三十一日現在、フィリピン共和国(以下「フィリピン」という。又はタイ王国(以下「タイ」という。)国籍として外国人登録されている者で二十歳未満のものは、フィリピンについて七千四百十六人、タイについて千八百四十九人である。

右外国人登録をされている者のうち、フィリピン政府又はタイ政府により旅券の発行を拒否

されている者の数は承知していない。

一の(3)について

外国人登録事務上、「ブラジル連邦共和国(以下「ブラジル」という。)旅券を所持する者については、「ブラジル国籍として登録しておらず、無国籍として登録することはない。

なお、平成十年三月三十一日現在の統計はな

いが、同九年十二月三十一日現在、「ブラジル国籍として外国人登録されている者で二十歳未満のものは四万九千九十六人である。

一の(4)について

外国人である母から生まれた子は、出生後日本国民である父の認知を受けても日本国籍を取得しない。その人数についての統計はない。

一の(5)について

御指摘の最高裁判決においては、「(国籍法二条三号に)「父母がともに知れないとき」とは、父及び母のいずれもが特定されないときをいい、ある者が父又は母である可能性が高くても、これを特定するには至らないときも、右の要件に当たるものと解すべきである。」とされていいる。右最高裁判決のような事案において母親を特定するには、外国人出入国記録の調査のみによってできるとは考えていない。

一の(6)について

子の父又は母を特定するための調査は、具体的な事案に即した方法により行うべきものであり、外国人出入国記録もその資料の一つとはなり得るものである。したがって、同記録の調査を行つことが右最高裁判決に反するものとは考えていない。

二の(3)について

外國大使館の旅券の発給については、当該国が決定するものである。また、日本国籍の付与は、我が国の国籍法(昭和二十五年法律第四百四十七号)の定める要件を充足しているか否かにより決せられるものであり、外国政府と協議する必要があるとは考えていない。

二の(4)について

我が国の国籍法は、父又は母が日本国民であれば日本国籍を取得するとの原則を探りつつ、日本で生まれた子の父母が共に知れないとき、あるいは父母が共に無国籍であるときにも日本国籍を取得するとの制度を探っており、無国籍児の発生をできるだけ防止することに考慮を払っている。また、各國における国籍立法が同一でないため、限られた範囲で無国籍児が生ずる場合があるが、このような場合には、特に要件を緩和した簡易な手続で帰化することができるとしておる、無国籍の解消についても配慮しているところである。

御指摘の最高裁判決は、国籍法第一条第三号に規定する「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき」の解釈に関するものであるが、この判決の考え方を十分咀嚼し、今後とも、無国籍児の発生をできるだけ防止するのが望ましいことに十分考慮を払つて国籍行政を行つてまいりたい。

二の(5)について

右最高裁判決の法廷意見は、現行国籍法の基本的な解釈を変更するものではなく、戸籍の記載上、嫡出の推定がされなければ胎児認知され大らうと認めるべき特段の事情がある場合には、国籍法第二条第一号の規定を合理的に解釈適用するのが相当である旨を判示したものであり、例外的な場合について同規定の合理的な

三の(1)について

御指摘の最高裁判決は、現行国籍法の基本的な解釈を変更するものではなく、戸籍の記載上、嫡出の推定がされなければ胎児認知されたあらうと認めるべき特段の事情がある場合には、国籍法第一条第一号の規定を合理的に解釈適用するのが相当である旨を判示したものである。

三の(2)について

このようない例外的な場合についての同規定の適用に関しては、その指針となる右最高裁判決の趣旨を踏まえ、「外国人母の夫の嫡出推定を受ける子について、日本人男から認知の届出があつた場合の日本国籍の有無について(通達)(平成十年一月三十日付け法務省民五第百八十一号)に基づく取扱いにより適切に対処することができるものと考える。

三の(3)について

右通達における認定の一応の判断基準である期間は、右最高裁判決の事例を踏まえて、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)上の出生届及び国籍の保留届の届出期間等を考慮して示されたものである。

三の(4)について

右最高裁判決の法廷意見は、現行国籍法の基本的な解釈を変更するものではなく、戸籍の記載上、嫡出の推定がされなければ胎児認知され大らうと認めるべき特段の事情がある場合には、国籍法第二条第一号の規定を合理的に解釈適用するのが相当である旨を判示したものであり、例外的な場合について同規定の合理的な

解釈の範囲内で対応するとの考え方立つものと考えられるので、国籍法の改正を行う必要はないものと考える。

三の(4)について

国籍法第一条第一号による国籍の取得は、出生時に日本国民である父又は母との間に法律上の親子関係が存在することが要件とされ、出生後に認知により日本国民との間に親子関係が生じても、日本国籍取得の効果は生じないとされている。

嫡出でない子についてお答えすると、婚姻していない日本国民である父と外国人である母との間の子は、準撫法たる日本民法(明治二十九年法律第八十九号)上原則として右父との間の法律上の親子関係が存在しないので、出生により日本国籍を取得することはない。これは、親子関係により我が国との結合関係が生じるのは、子が日本国民の家族に包含されることによることによるのであるから、日本国民の嫡出子については、当該日本国民が父であるか母であるかを問わず、日本国籍を付与することが適当であるのに對し、嫡出でない子については、法律上の婚姻関係はない男女間から生まれた子であつて、あらゆる場合に、嫡出子と同様の親子の実質的結合関係が生じるとは言い難いことから、嫡出子とは別個の考慮が必要となるからである。すなわち、民法上嫡出でない子は母の氏を称し(民法第七百九十九条第二項)、母の親権に服する(同法第八百十九条第四項)ものとされていることからも明らかなどおり、嫡出でない子の父子関係は、通常、母子関係に比して、実質上の結合関

係するなむち生活の同一性が極めて希薄である。このような点等が考慮されて、原則として、日本国民である父の嫡出でない子は出生により日本国籍を取得しないこととされているものと解される。

次に認知の点についてお答えすると、日本国民である父の嫡出でない子でも父が出生前に認知したものは日本国籍を取得するところ、これは、出生前に父から認知があった場合には、父子関係の実際は通常の嫡出でない子の父子関係と異なると考えられること等によるものである。これに対し、生後認知によつては日本国籍取得の効果が生じないのは、嫡出でない父子関係に基づく子の生来国籍の取得につき、認知の遅効を認めて、子の出生時にさかのばって国籍の変動を生ぜしめることは、嫡出でない子の國籍を父の認知があるまで不安定なものにし、子本人にとっても好ましくないと考えられるからである。このように、国籍法が、子の生来国籍の取得につき、子の出生の時点における親子関係の存在を要求しているのは、国籍の安定性の要請等によるものと解される。

以上のとおり、嫡出子と嫡出でない子との間又は胎児認知と生後認知との間ににおいて、国籍取得について差異があることは、合理的な理由に基づくものであり、法の下の平等に反するものとは考えていない。

なお、国籍法には、準正による国籍取得や簡易帰化等の補完的な制度が設けられていることも併せ考慮されるべきである。

四の(1)について
我が国の国籍法は、出生による国籍の取得に

関し、原則として、父母両系血統主義を採用しているが、国籍法第二条第三号により、補充的に生地主義を採用し、かつ、右のに生地主義を採用し、無国籍児の発生を防止するための配慮をしている。さらに、これによっても、極めて限られた範囲であるが、なお無国籍児が生じる場合があり得ることを念頭に置き、同法第八条第四号に定められていているところ、帰化条件を大幅に緩和した簡易帰化によって、日本国籍を取得するみちを開いている。

以上のとおり、国籍法上無国籍の防止及び解消につき十分な配慮がされていると考えている。

四の(2)について

外国人女の嫡出でない子が、日本国民男から胎児認知を受けておらず、母の外国国籍が付与されない場合、日本において生まれた外国人男女の嫡出子に父及び母の外国国籍が付与されない場合等が考えられる。

四の(3)について

一般論として言えば、無国籍の発生とは、いずれの国籍も持たない状態に置かることを指すと考えられるところ、御指摘のような場合は無国籍の発生はあり得る。

四の(4)について

日本国への帰化については、国籍法第五条にその一般的な条件が定められているところ、無国籍児に関しては、日本で生まれ、かつ、出生の時から三年以上日本に住所を有する者について、同法第八条第四号により、右帰化許可条件のうち、能力条件(第五条第一項第一号)及び生計条件(同項第四号)を要しないこととし、かつ、住所条件(同項第一号)も緩和されている。

無国籍児に関しては、国籍法第一条第三号により、補充的に生地主義を採用し、かつ、右のとおり、普通帰化より要件の少ない簡易帰化という制度を設けるなど、無国籍の防止及び解消のために十分な措置を講じていると考えている。

四の(5)について

児童の権利に関する委員会への回答について

は、政府から同委員会へ提出するものであり、現在、政府部内で鋭意作成中であるが、嫡出でない子の国籍取得に関する我が国の法制度等について説明することを検討している。

四の(6)について

御指摘の児童の権利に関する委員会で問題となつたイギリスの制度の詳細については、承知していない。

児童の権利に関する条約(平成六年条約第一号。以下「条約」という)第二条1は、締約国は、児童又はその父母等の出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する旨規定しているが、政府としては、これは不合理な差別を禁する趣旨であつて、合理的な差異を設けることを禁ずるものではないと解している。

我が国の国籍法における嫡出子と嫡出でない子との間の国籍取得の差異は、三の(4)についてでお答えしたとおり合理的な理由に基づくものであり、条約第二条1で禁じられている差別には当たらないとを考えている。

また、条約第八条1は、締約国は、児童の法律によって認められた国籍等を含む身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重する旨規定している。これは、国籍を含む児童の身元関係事項が不法に干渉され又は不法に奪われた場合には児童の地位が不安定となり、児童が適切な保護を受けることが困難になること等から、締約国に対し、児童が身元関係事項を保持する権利を尊重することを義務づけたものであり、児童が自国の国内法に従つ

利を有することを認めるという原則を規定したものであり、締約国に対し、自国内で出生する場合を含め、自国内にいるすべての児童に対する権利を尊重する義務を課したものであり、白国の国籍を付与する義務を課したものではないと解され、合理的な理由により国籍が付与されない場合があつても、それをもつて直ちに同条の規定に反するとは言えないと考えている。

四の(7)について

条約第七条1及び市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という)第二十四条3は、児童は国籍を取得する権利を有する旨規定しているが、これは現在の国際社会では国籍を有しない児童の地位が不安定であることにかんがみ、締約国が児童は国籍を取得する権利を有することを認める

という原則を規定したものである。出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものが、国籍不保留により日本の国籍を喪失したとしても国籍を有しないこととなるものではなく、何ら条約第七条1及び規約第二十四条3に反するものではない。

また、条約第八条1は、締約国は、児童の法律によって認められた国籍等を含む身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重する旨規定している。これは、国籍を含む児童の身元関係事項が不法に干渉され又は不法に奪われた場合には児童の地位が不安定となり、児童が適切な保護を受けることが困難になること等から、締約国に対し、児童が身元関係事項を保持する権利を尊重することを義務づけたものであり、児童が自国の国内法に従つ

で国籍を喪失したとしても同条に反するものではない。

(答弁通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員保坂辰人君提出池田町産業廃棄物処分場建設計画に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年六月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員大野由利子君提出「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員大野由利子君提出「子どもの権利に関する条約」についての質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年五月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員石井都子君提出小田急小田原線(東北沢→和泉多摩川)の複々線化事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年五月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員北村哲男君提出小田急小田原線(東北沢→和泉多摩川)の複々線化事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年五月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等との特例等に関する法律案

右の内閣提案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤十朗

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第二節 長期給付等に関する特例

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十一条)

第四節 長期給付等の額の計算等に関する特例

第五節 地方公務員等共済組合法関係

第六節 不服申立てに関する規定の適用範囲に関する特例(第三十一条)

第七節 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十九条 第七十二条)

第八節 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十九条 第七十二条)

第九節 雜則(第七十三条 第七十九条)

第十節 附則

第十一節 総則

第十二節 給付等に関する特例

第十三節 不服申立てに関する特例(第三十一条)

第十四節 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十一条)

第十五節 不服申立てに関する特例(第三十一条)

第十六節 特例(第三十六条 第三十八条)

第十七節 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十六条 第三十八条)

第十八節 不服申立てに関する特例(第三十一条)

第十九節 厚生年金保険法関係

第二十節 私立学校教職員共済法関係

第二十一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第四十七条)

第二十二節 長期給付等に関する特例

第二十三節 不服申立てに関する特例(第三十一条)

第二十四節 保険給付等に関する特例

第二十五節 保険給付等の額の計算等に関する特例

第二十六節 不服申立てに関する特例(第三十一条)

第二十七節 農林漁業団体職員共済組合法関係

第二十八節 組合員の資格に関する特例(第五十一条)

八条

第一節 給付等に関する特例

第二節 給付等の支給要件等に関する特例

第三節 給付等の額の計算等に関する特例

第四節 給付等の額の計算等に関する特例

第五節 給付等の額の計算等に関する特例

第六節 給付等の額の計算等に関する特例

第七節 給付等の額の計算等に関する特例

第八節 給付等の額の計算等に関する特例

第九節 給付等の額の計算等に関する特例

第十節 給付等の額の計算等に関する特例

第十一節 給付等の額の計算等に関する特例

第十二節 給付等の額の計算等に関する特例

第十三節 給付等の額の計算等に関する特例

第十四節 給付等の額の計算等に関する特例

第十五節 給付等の額の計算等に関する特例

第十六節 給付等の額の計算等に関する特例

第十七節 給付等の額の計算等に関する特例

第十八節 給付等の額の計算等に関する特例

第十九節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十一節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十二節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十三節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十四節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十五節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十六節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十七節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十八節 給付等の額の計算等に関する特例

第二十九節 給付等の額の計算等に関する特例

官 報 (号 外)

- イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)
ロ 国家公務員共済組合法
ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)
- 二 私立学校教職員共済法
ホ 農林漁業団体職員共済組合法
- 一 共済年金各法 前号口からホまでに掲げる法律をいう。
- 三 ドイツ年金制度 協定第一条(i)(b)に規定する年金保険制度をいう。
- 四 ドイツ年金法令 ドイツ年金制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。
- 五 ドイツ年金制度 協定第一条(i)(b)に規定する年金保険制度の運営に責任を有する保険機関及びその連合組織をいう。
- 六 ドイツ年金 ドイツ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。
- 七 ドイツ期間 ドイツ年金の支給を受ける資格を得るためにドイツ年金法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間としてドイツ保険者が確認した期間をいう。
- 八 ドイツ保険料納付期間 ドイツ期間のうち保険料を納付した期間(保険料を納付した期間とみなされる期間を含む。)としてドイツ保険者が確認した期間をいう。
- 第一節 被保険者の資格に関する特例
第二章 国民年金法関係
- (被保険者の資格の特例)
- 第三条 日本国に住所を有する二十歳以上六十歳未満である者であつて次の各号のいずれかに掲げるのは、国民年金法第七条第一項の規定

告書

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

2

ドイツ保険料納付期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(以下この章において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部)を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分に関する規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかるらず、同号中「その額」とあるのは、「ドイツ保険料納付期間(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施等に伴う厚生年金保険法等の特例等)に関する法律(平成十年法律第二号)第二条第八号に掲げるドイツ保険料納付期間をいう。」であつて政令で定めるものの月数と該老齢厚生年金又は退職共済年金の額と、「の月数」とあるのは「の月数」とを合算した月数とする。

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条
第三項の規定により老齢基礎年金に加算する
額に相当する部分

その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するに至るものに対する昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規

定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものとみなす。

六十五歳に達した日の属する月以後のドイツ
期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険
者期間を有する者を除く。)について、昭和六十
九年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定

を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後の属する月以後のドイツ期間(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実

施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第一号)第一条第七号に掲

(ドイツ保険料納付期間を有する者に係る障害
基礎年金等の支給要件等の特例)
第七条 ドイツ保険料納付期間を有する者が、そ
げるドイツ期間をいう。」とする。

の者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾患（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条

告書
社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同

の第一項、第三十条の二第二項、第三十四条

第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。に該当するときは、同法第三十三条第一項ただし書の規定の適用については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が

治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)があるときには、その日とし、以下「障害認定日」という。」において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料

納付済期間とみなすこととされたものを含む。

間」という。)を有しないときは、この限りでない。

亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用につ

（ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病
にては、その者のドイツ保険料納付期間であつ
て政令で定めるものを保険料納付済期間である
国民年金の被保険者期間とみなす。）

による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の
特例)

傷病による障害を有する者であつて、当該障害

に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者みなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

トイツ保険料納付期間中に初診日のある傷害による障害を有する者は、国民年金法第三十四条の適用については、当該初診日において同法第三十三条第一項第一号に該当した者とみなす。

(「ドイツ保険料納付期間中の死」)に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

險料納付期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 紹介等の額の計算等に関する

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)
第十一条 次の各号に掲げる者に支給する第八条第一項各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下この条及び次条において「老齢基礎年金の振替加算等」と

いう。)の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

老齢厚生年金又は退職共済年金(以下「老齢厚生年金等」といふ。)の受給条において「老齢厚生年金等」という。の受給権者(第六条第一項の規定により昭和六十年

国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至った者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替算定等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)。

当者」という)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替算定等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの)に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものの)

三一 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受

2 給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者)による。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按

分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。
一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）であった期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該當者
の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生
年金保険の被保険者期間に就き、改めて記す。

年金改定の補助金を算出するに當り、該年金改定の期間である政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該當者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条

第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算

した月数を、当該合算した月数と当該特例による障害給付の受給権者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した日数で除して得了率

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替
加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の

振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第一号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であった期間のうち、法律に

よつて組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)で、あつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金等の額の計算の特例)

第十二条 第七条第一項若しくは第八条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による額又は第六条第一項、第七条第二項

若しくは第九条の規定により支給する遺族基礎年金(第六条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死)したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。次項において「特例による遺族基礎年金」という)の同法第三十八条、第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定による額は、これら

2
の規定にかかるらず、同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第三十八条、第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。
前項の按分率は、特例による障害基礎年金の支給事由となつた障害又は特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料

納付済期間であつて政令で定めるものの月数と
その者の保険料免除期間であつて政令で定める
ものの月数とを合算した月数を、当該合算した
月数とその者のドイツ保険料納付期間であつて
政令で定めるものの月数とを合算した月数で除
して得た率とする。

前二項の規定に
国民年金法第三十三条の二第一項の規定により
加算する額に相当する部分(以下この条において
「障害基礎年金の加算」という。)の額について
準用する。

第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額

に係る者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間のうち、共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下同じ。)又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(障害厚生年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第二十一条 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第四項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額又は特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算若しくは遺族厚生年金の経過的算増加算の額は、同条第二項又は同法第六十二条第一項若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかる

正法附則第七十三条第一項の規定による障害厚生年金の受給権者がこの法律の規定により支給する老齢・退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の按分率は、特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定

めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は

昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保

險法第四十八条第一項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

において準用する場合を含む。」、第四十条第四項(第四十一条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による厚生年金保険の被保險者期間の確認に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服ある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十条第四項(第二十一条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保險者期間以外の被用者年金被保險者等であつた期間に係る第二十条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付に関する処分の不服の理由とすることができる。

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範

圍に關する特例

第一十四条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の長期給付に関する規定は、国共済法第一条第一項第一号に規定する職員(国共済法第一百一十五条第一項及び第一百一十六条第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

第二十五条 ドイツ期間及び国家公務員共済組合(国共済法第二条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「国共済法による長期給付等」という。)の支給要件又は加算の要件による規定(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

第一 退職共済年金

第二 遺族共済年金

第三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年

金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八

条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第二十八条第一項において「脱退一時金」という。)

前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

七 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第二十八条第一項において「脱退一時金」という。)

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第二十六条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者(当該初診日ににおいて国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。次項において同じ。)であって、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。ただし、その者が、当て政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

八 第二十七条 ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項(第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。)

2 ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項(第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。)

九 第二十九条 第二十六条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)の額の計算の特例)

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第二十五条 第二十九条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)の額の計算の特例)

かわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額(脱退一時金にあっては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

第一項第一号に該当する場合は、国共済法による長期給付等の受給権者が、当該国共済法による長期給付等の給付事由となった死亡に係る者の国共済組合員期間であって政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であって政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

第二十九条 第二十六条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)の額の計算の特例)

第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかるわらず、同号に掲げる月数(第一号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額)と三百で除して得た金額は、同項第一号の規定による金額(第一号に掲げる月数が三百未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数とを合算した月数と第一号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額)とし、第二十七条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死したことににより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかるわらず、同号イの規定による金額(第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第一号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額)とする。

第一項第一号による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保險者等であった期間であって政令で定めるものの月数を合算した月数

一二三ヶ月から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二

条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、

同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 第一項第一号及び前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特

例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月

数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間である月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けよう

とある障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職・老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者に付する金額に相当する部分の支給の停止に關する必要な事項は、政令で定める。

2 前項の按分率は、特例による障害共済年金の

給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月

数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間である月数で除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項

の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項

の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権

が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第四項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額又は特例による遺族共済年金に加算する国共済法の障害共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の第三項又は国共済法第九十条若しくは昭和六

十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、国共済法第八十三条第三項の規定による金額又は国共済法第九十条若しくは昭

和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害共済年金の

給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月

数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間である月数で除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項

の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項

の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権

が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の規定により加算する加給年金

額に相当する部分(第四項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額又は特例による遺族共済年金に加算する国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共

済法第八十五条第四項の規定によりその受給権

が消滅した国共済法による障害共済年金に係る

国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法

の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前項第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十一条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職・老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者に付する金額に相当する部分の支給の停止に關する必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

第三節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十二条 第十条第四項、第十一条第四項(第二十一項第五項において準用する場合を含む。)、第四十条第四項(第四十一条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による国共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第三十四条 大蔵大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(大蔵大臣の権限)

第三十五条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する規定は、地共済法第一條第一項第一号に規定する職員(地共済法第一百四十二条第一項及び第二項、第一百四十二条第一項並びに第一百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第一百四十一条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち

2 第二十九条第四項(第三十条第五項において同準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の期間においての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第三十二条 国共済法第一百三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ドイツ

年金法令の規定により同種の請求を受理する」ととされているドイツ保険者を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第一百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

4 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

5 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

6 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

7 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

8 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

9 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

10 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

11 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

12 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

13 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

14 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

15 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

16 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

17 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

18 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

19 前項の場合は、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

ける地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。第三十九条第四項において同じ。)をしたものとのみなす。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第三十六条 ドイツ期間及び地方公務員共済組合の組合員期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は地共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「地共済法による長期給付等」という。)の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限り(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第三十七条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害を有する者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であった者を除く。次項において同じ。)であつて、当該障

に算入する。

二 遺族共済年金

一 遺職共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定(他の法令において準用する場合を含む。)により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族

共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九

条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項において規定する脱退一時金(第三十九条第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十一第一項の規定は、適用しない。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものと給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(ドイツ保険料納付期間中の死)に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十八条 ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合を除く。)は、同条第一項第一号に該当する者とみなし。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十一第一項第一号に該当する場合を除く。)

3 第三十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定

該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第三款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものと給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(ドイツ保険料納付期間中の死)に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十九条 第三十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間に規定する比率とする。

2 ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に

3 第三十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定

の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第三

十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して

一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済

組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日

の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期

間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(障害共済年金等の額の計算の特例)

第四十条 第三十七条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において

「特例による障害共済年金」という。)の地共済法

第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかるらず、同項第一号の規定による金

額(第一号に掲げる月数が三百月未満であると

きは、当該金額を三百で除して得た額に、同号
二欄である用数と第一号に掲げる用数との差

に掛ける月数と第二年も掛ける月数の合算した月数を乗じて得た金額)とし、第三十八条の

規定により支給する遺族共済年金(特例による
支給)と葬玉金(支給額の範囲)

障害共済年金の受給権者が死亡したことはより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び

次条において「特例による遺族共済年金」とい

う)の地共済法第九十九条の「第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、

同号イの規定による金額(第一号に掲げる月数

が二月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た額に、同号に掲げる月数と第一号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額とする。

一 特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるもの月数を合算した月数

二 三百月から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

3 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同案第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 第一項第一号及び前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が地方公務員共済組合の組合員以外の共済組合の組合員であった期間又は私学共済制度の加入者であった期間であるときは、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第四項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額又は特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、同条第三項又は地共済法第九十九条の三若しくは昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、地共済法第八十八条第三項の規定による金額又は地共済法第九十九条の三若しくは昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に、按分率を乗じて得た金額とする。

前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算す
る額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地

共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十二条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十三条 第十一条第四項、第二十条第四項(第二十一条第五項において準用する場合を含む)、第二十九条第四項(第三十三条第五項において準用する場合を含む)、第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む)又は第六十三条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む)の規定による地共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

期間に係る第四十条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第四十四条 地共済法第二百一十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第二百一十七条第二項の規定による審査請求の期間については、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第二十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第四十五条 地共済法第二百一十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対しても、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第四十六条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行つものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範

第二節 団に関する特例

第四十七条 私立学校教職員共済法(以下この章

において「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものは、適用しない。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの

二 ドイツ連邦共和国の領域内において就労する者であつて、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受けるもの(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は私学共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「私学共済法による長期給付等」という。)の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

三 準用国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 準用国共済法第九十条の規定により退職共済年金に加算する金額に相当する部分(以下

第一節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

第二節 第二節 長期給付等に関する特例

「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)の規定によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

五 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第五十一条第一項において「脱退一時金」という。)

六 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第五十一条第一項において「脱退一時金」という。)

七 準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

八 準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

九 準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用について

は、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

十 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十一条第一項に規定する共済規程(私学共済法第四

- 三 農林共済法第三十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「農林共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 農林共済法第四十八条の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百七号。以下「昭和六十年農林共済改正法」という。附則第二十六条の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「農林共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 農林共済法附則第十八条の二第一項に規定する脱退一時金(第六十二条第一項において「脱退一時金」という。)

前項の規定により農林共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、農林共済法附則第十八条の二第一項の規定は、適用しない。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

六十一条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者(当該初診日において農林漁業団体職員共済組合の組合員であった者を除く。次項において同じ。)であつて、当該障害に係る障害認定日において農林共済組合員期間を有するものは、農林共済法第三十九条

第一項、第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定の適用については、当該初診日において農林漁業団体職員共済組合の組合員であったものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

は、同項ただし書の規定を準用する。

4 農林漁業団体職員共済組合の組合員である
する月以後における農林共済組合員期間は、そ
の算定の基礎としない。

卷六

第六十二条 第五十九条第一項の規定により支給する農林共済法による給付等のうち次に掲げる

ものの額は、当該農林共済法による給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかるわらず、当該規定による農林共済法による給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者農林共済組合員期間の月数が六であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 農林共済法の退職共済年金の加給

て「退職した」というとき、当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び農林漁業団体職員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかからず、当該退職した日の翌日の属する月における農林共済組合員期間を当該農林共済法の退職共済年金の加給の額の算定の基礎として、当該農林共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

二 農林共済法の運営と済生金の口座

(障害共済年金等の類の計算の特例)

四 脱退一時金

法第四十二条第一項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による額（第一号に掲げる月数が三百未満であるときは、当該額を三百で除して得た額に、同号に掲げる月数と第一号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額）とし、第六十一条の規定により支給する遺族共済年金特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特別による遺族共済年金」という。）の農林共済法第四十七条第一項第一号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定

六条第一項、第四十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により、同時に同一の死を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共資法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十一年國共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、昭和六十一年地共済改正法附則第二十九条第四項及び昭和六十一年農林共済改正法附則第二十六条において準用する農林漁業団体職員共済組合法第五十一条第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

第九章 雜則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第七十三条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ドイツ年金法

令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を經由してすることがであります。

一 国民年金法第一百一条第一項

二 国民年金法附則第九条の三の二第五項

三 厚生年金保険法第九十条第一項

四 厚生年金保険法第九十一条

五 厚生年金保険法附則第二十九条第五項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条の規定による審査請求の期間又は同法第三十二条第一項若しくは第二項の規定による再審査請求の期間について

は、その経由したドイツ保険者に審査請求書若しくは再審査請求書を提出することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関がドイツ側保有機関に提供した保有情報の本人又はそのとみなす。

(ドイツ年金法令による申請等)

第七十四条 ドイツ年金の申請その他ドイツ年金法令においてドイツ保険者に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項及び次項において「ドイツ年金法令による申請等」といいう。)を行おうとする者は、当該ドイツ年金法令による申請等に係る文書を社会保険府長官等(国家公務員共済組合を除く。以下この項及び次条第一項において「日本保険者」という。)に提出することができる。この場合において、当該日本保

險者が当該文書を受理したときは、速滞なく、当該文書をドイツ保険者に送付するものとする。

2 前項の規定により、ドイツ年金法令による申請等を社会保険庁長官に提出するときは、都道府県知事を経由するものとする。

3 ドイツ年金法令においてドイツ保険者に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、國家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会又は農林漁業団体職員共済組合の審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。

この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をドイツ保険者に送付するものとする。

(情報の提供等)

第七十五条 日本保険者又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法又は被用者年金各法(以下この項において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者又は任意継続組合員であった者を含む。)、加入者若しくは加入者であった者又は受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他の関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項及び次条第一項において「保有情報」という。)を、個人に関する情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法において規定された個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍の無料証明)

第七十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、ドイツ年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるとおり、ドイツ年金法令の被保険者、ドイツ年金法令の被保険者であつた者又はドイツ年金の受給権者であつて日本国に国籍を有するものの戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

ツ側保有機関からの要請に基づいて、ドイツ年金法令の規定の実施のために必要と認められる場合であつて、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該ドイツ側保有機関に対しても提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関がドイツ側保有機関に提供した保有情報の本人又はそのとみなす。

この場合において、当該保有機関の長に対し、当該保有情報の内容又はドイツ側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4 日本国側保有機関は、ドイツ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法において規定された個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第七十七条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第七十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(政令への委任)

第七十九条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件等に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

(施行期日における経過措置)
第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第六条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定め

る規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の

日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 施行日において、ドイツ期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五条第一項

三 前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十一条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

4 第十二条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十一条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

5 第二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

6 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日における傷病による障害等に係る程度の障害の状態あり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間

民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十

一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日がドイツ保険料納付期間中にあ

る者であること。

3 第十二条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十一条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

4 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

5 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

6 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

7 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

8 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

9 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

10 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

11 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

12 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

13 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

14 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

15 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

16 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

17 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

18 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

19 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

(施行日前の死亡)に係る遺族基礎年金の支給に

関する経過措置

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、ドイツ保険料納付期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するもの

が、施行日前に死亡した場合であつて、当該死

亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、

当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第七条第一項、同法第三十七条

ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参考して政令で定める受給資格要件を満たさない場合

又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める受給資格要件を満たさない場合

(施行日前の死亡)に係る遺族基礎年金の支給に

関する経過措置

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、ドイツ保険料納付期間及び保険

料納付済期間又は保険料免除期間を有するもの

が、施行日前に死亡した場合であつて、当該死

亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、

当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める受給資格要件を満たさない場合

又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める受給資格要件を満たさない場合

四 第十五条第一項、厚生年金保険法第四十二条ただし書及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該することにより支給する遺族厚生年金と第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金と第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十一条第一項、第三項及び第四項

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡」に係る死亡の日において「とする」。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の

額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死」の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十五条第一項(第一号から第五号まで及び第八号を除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であって、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢者婦加算の加算の資格要件

に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する額 第十二条第一項及び第二項

8 次の各号に掲げる額について、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)

第十一条 ドイツ保険料納付期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は厚生年金保険の被保険者であった間若しくはドイツ保険料納付期間中に発した傷病(昭和六十一年四月一日前に発したものに限る)により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は該規定の適用に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

11 第十五条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する額 第十二条第一項及び第二項

6 厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる部分の額 第十二条第一項、第二項及び第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

7 第十五条第一項(第一号から第五号まで及び第八号を除く。)の規定は、第一項第四号に該当することによりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

8 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老年金

9 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金(次項において「旧厚生年金保険法による脱退手当金」という。)

10 第二項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額及び旧厚生年金保険法による脱退手当金の額について、第十九条第一項及び第二項の規定を参照して政令で定めるところによる。

11 第十四条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当し

ない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの(除く)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がドイツ保険料納付期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第一項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態に

ある者の國共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第十五条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者

(当該初診日において國家公務員共済組合の組合員であった者を除く)が、当該障害認定日において、國共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により國家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十条までにおいて「國共済法」という。)第八十一条第一項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第二十九条第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く)の規定による金額について、第二十九条第二項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共

濟年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る國共済法による障害共済年金の支給)

第十六条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び國共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による國共済法による障害共済年金の支給要件又

(施行日前の死)に係る國共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

2 国共済法第一條第一項第二号、第二項及び第三項、第四十二条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した國家公務員共済組合の組合員であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が國共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する國共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は國共

濟法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額

5 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する國共済法の遺族共

濟年金の中高齢寡婦加算又は國共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の國共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第二十九条第一項、第三項及び第四項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の國共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第二十九条第一項、第三項及び第四項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する國共済法の遺族共

濟年金の中高齢寡婦加算又は國共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第二十九条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に加算する額に相当する部分

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に加算する額に相当する部分

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき

二 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く)。

三 第二十五条第一項、國共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年國共済改正法附則第一項第四号及び昭和六十年國共済改正法附則第一項第一項から第三項までの規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

四 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の國共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第二十九条第一項、第三項及び第四項

五 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する國共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は國共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第二十九条第一項及び第二項

六 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の國共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第二十九条第一項、第三項及び第四項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の國共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第二十九条第一項、第三項及び第四項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する國共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は國共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第二十九条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に加算する額に相当する部分

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に加算する額に相当する部分

の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、

施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十八条 ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第十九条 ドイツ保険料納付期間及び昭和六十一年四月一日前に國家公務員共済組合の組合員であった期間を有し、かつ、昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお從前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者についての、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に算入して昭和六十一年国共済改正法第一條の規定による改正前の國家公務員等共済組合法の規定を適用したとしたならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第二十五条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である

給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第二十八条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めるところによる。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

第二十条 国共済法の規定による处分のうち施行日に行われたものに対する国共済法第三十三条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であった者を除く)が、当該障害認定日に

おいて、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十六条までにおいて「地共済法」という。)第八十四条第一項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十一条第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十二条第一項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一号に掲げる金額の同条

第三項の規定による金額について、第四十二条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第二項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十三条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてドイツ保険料納付期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であった場合を除く)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が當

該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

1 当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く)。

3 第三十六条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参考して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

4 第二項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第一号に該当し、かつ、同項第二号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第二号には該当しないものとする。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第一号に該当し、かつ、同項第二号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第二号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第二号に該当することにより支給する遺族共済年金と、第一

共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十六条第一項(第一号から第三号まで及び第六号を除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金とみなす。

6 第三十六条第一項(第一号から第三号まで及び第六号を除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより加算する額に相当する部分の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

7 前各項の規定は、同一の死に給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

9 第二十四条 ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

10 第二十六条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百十一条第一項の規定による審査請求については、

11 第四十四条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

12 第二十七条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であった者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十二条までにおいて「私学共済法」という。)第十五条において準用する國家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十九条において「準用国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

(施行日前の死に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

13 第二十九条 私学共済制度の加入者であった者で

時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第三十六条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第三十九条第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めることによる。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)

5 第二十八条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

6 第二十九条 私学共済制度の加入者であつた者で

は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十二条第一項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による

金額について、第五十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

7 第二十六条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百十一条第一項の規定による審査請求については、

8 第四十四条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定において障害の状態

にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

9 第二十七条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十二条までにおいて「私学共済法」という。)第十五条において準用する國家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十九条において「準用国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

(施行日前の死に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

10 第二十九条 私学共済制度の加入者であつた者で

は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十二条第一項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による

金額について、第五十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

11 第二十六条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百十一条第一項の規定による審査請求については、

12 第四十四条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定において障害の状態

にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

13 第二十七条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十二条までにおいて「私学共済法」という。)第十五条において準用する國家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十九条において「準用国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

(施行日前の死に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

14 第二十九条 私学共済制度の加入者であつた者で

施行日前に死亡した場合であつて、当該死した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死した日において私学共済制度の加入者であった場合を除く。)は、その者の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死した日から施行日までの間ににおいて準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき。

二 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。

三 第四十八条第一項、準用国共済法第八十八条规定第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改止法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

準用国共済法第一条第一項第二号、第二項及び第三項、第四十二条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

第一項の場合において、死した私学共済制度の加入者であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するもの

4
とし、同項第三号には該当しないものとする。
第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

四 共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の
遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十九条
第一項及び第二項

第一項の規定により支給する遺族共済年金額
に私学共済法第四十八条の二の規定によりそ
の例によることとされる昭和六十年国共済改
正法附則第二十九条第一項の規定により加算
する額に相当する部分の額 第十二条第一
項、第一項及び第七項

た期間を有し、かつ、私立学校共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお從前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の私学共済加入者期間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定を適用したとしたならば同法の規定に基づく脱退一時金

又は特例死」一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死」一時金を支給する。ただし、その者が第四十八条第一項の規定により支給する退職共済年金その

他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

項及び第二項の規定を參照して政令で定めることによる。

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

第三十二条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第

三十六条第一項の規定による審査請求について
は、第五十六条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の農林共済法による障害共済年金の支給

第三十三条 障害認定日が施行日前にある傷病に
に関する経過措置)

前に死んでいた場合における農林共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農林共済法の旧脱退一時金等の支給)

第三十七条 ドイツ保険料納付期間及び昭和六十一年四月一日前に農林共済組合員期間を有する者であつて、昭和六十年農林共済改正法附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林共済法(以下この項において「旧農林共済法」という。)による脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさないものについては、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の農林共済組合員期間に算入して旧農林共済法の規定を適用したとしたならば旧農林共済法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第五十九条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第六十二条第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めることによる。

(農林共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

第三十八条 農林共済法の規定による処分のうち施行日に行われたものに対する農林共済法第六十六条第一項の規定による審査請求について

は、第六十七条の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第三十九条 ドイツ期間及び昭和六十一年法律第百五十四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による

船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七百七条の規定による改正前の船員保

險法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第一百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該

前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間

比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第四十条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した當時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものをおく。)を受け

ることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がド

イツ保険料納付期間中に初診日がある

傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日ににおいて二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第七十一条中「第十八条、第二十七条、第三十八条、第五十条又は第六十一条」とあるのは、「附則第

二、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金

(第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間

比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老

齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第四十二条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した當時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものをおく。)を受け

ことができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がド

イツ保険料納付期間中に初診日がある

傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日ににおいて二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第七十一条中「第十八条、第二十七条、第三十八条、第五十条又は第六十一条」とあるのは、「附則第

二、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金

の被保険者であったもののみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第四十一条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程

度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第七十条中「第十七条第一項、第二十

六条第一項、第三十七条第一項、第四十九条第一項又は第六十条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十五条、第二十一条、第二十七条又は

第三十三条」と読み替えて同条の規定を準用する。

前項の期間比率は、旧船員保険法による老

齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第四十三条 旧船員保険法による障害年金のうち職

務外の事由によるもの(その権利を取得した當時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものをおく。)を受け

ことができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がド

イツ保険料納付期間中に初診日がある

傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日ににおいて二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第七十

一条中「第十八条、第二十七条、第三十八条、第五十条又は第六十一条」とあるのは、「附則第二、第十七条、第二十二条、第二十九条又は第三十五条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第四十三条 第七十二条第一項の規定は、附則第十一条第一項第四号、第十七条第一項第三号、第二十三条第一項第三号、第二十九条第一項第三号、三号又は第三十五条第一項第二号に該当する」とにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共濟法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第七十二条第二項の規定は、附則第十一条第一項第四号、第十七条第一項第三号、第二十三条第一項第三号、第二十九条第一項第三号又は第三十五条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、農林共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、年金制度の二重加入の防止及び年金加入期間の通算等を目的に締結された、我が国として社会保障の分野におけるはじめての協定である「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」を実施するため、国民年金法、厚生年金法等我が国の公的年金各法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例等を設けようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 被保険者の資格等に関する特例

ドイツから我が国に一時的に派遣された者は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は農林漁業団体職員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十年五月十五日

厚生年金委員長 柳沢 伯朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律案

一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十年四月二十四日

参議院議長 斎藤 十朗

3 給付の額の計算に関する特例

2 の特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給すること。

4 施行期日等

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

2 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を実施するため、日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 給付の額の計算に関する特例

2 の特例により支給要件を満たした場合、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律案(昭和四十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一十四条中「前条第三号」を「前条第一号」とし、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。第一十三条中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

第二十六条第一項中「港湾管理者及び漁港管理者以外の」を削り、「運輸大臣の認可を受けなければならない」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第一項とする。

四 他の廃油処理事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものであること。

第一二六条に次の二項を加える。

四 運輸大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が第一項の規定により届け出た廃油処理規程が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該廃油処理事業者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

第二十七条を次のように改める。
(差別的取扱いの禁止)

第二十七条 廃油処理事業者は、特定の者に対し不當な差別的取扱いをしてはならない。

第三十条第一項及び第三項中「第二十三第三

号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

第三十三条第一項中第一号を削り、第二号を第二号とする。

第四十条の見出し中「有害液体物質」を「油、有害液体物質」に改め、同条中「有害液体物質」を「油、有害液体物質」に改め、「この条」の下に「及び第四十一条の二第一号」を加える。

第四十一条第五項中「規定する措置」の下に「第四十二条の三十八第二項において「油濁損害防止措置」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請)

第四十一条の二 海上保安庁長官は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体(港務局を含む)の長その他の執行機関(以下「関係行政機関の長等」という。)に対し、政令で定めるところにより、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

一 第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することができない。

二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定める外国船舶(以下この号及び第四十一条の三十七第二項において「特定外国船舶」という。)から大量の特定油の排出があつた場合又は特定外国船舶からの排出に係る第四十条に規定する場合であつて、当該特定外国船舶の船舶

所有者及び第三十九条第一項第三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶から油、有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者が海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することができ困難であると認められるとき。

(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

第四十一条の三 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の者が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの者が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 前項の規定による負担金を徴収される日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

六 前項の規定による負担金の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前五パーントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前一日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

七 関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前一日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

八 第四十一条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第四十一条の三第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条の三第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三十八第一項及び同条第二項において準用する前項及び第四十一条の三第一項から第七項まで」と、第四十一条の三第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三十八第一項及び同条第二項において準用する前項及び第四十一条の三第一項から第七項まで」と、第四十一条の三第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第五項中「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」と読み替えるものとする。

九 第四十一条の三十七に次の二項を加える。

一 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外國船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外國船舶の船舶所有者及び第三十九条第一項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ず

一十日以上経過した日でなければならない。

五 関係行政機関の長等は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

六 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

七 関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前一日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

八 第四十一条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第四十一条の三第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三十八第一項及び同条第二項において準用する前項及び第四十一条の三第一項から第七項まで」と、第四十一条の三第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第五項中「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」と読み替えるものとする。

九 第四十一条の三十八に次の二項を加える。

一 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外國船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外國船舶の船舶所有者及び第三十九条第一項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ず

べきことを、センターに対し、指示することができる。

第十一条の三十八第一項中「前条第一項」とあるのは「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

二 国は、センターが前条第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものを交付する。ただし、当該措置が油濁損害防止措置に該当するときは、その措置に要した費用については、この限りでない。

三 第四十一条第四項及び第五項並びに第四十一條の三第二項から第七項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第四十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四十二条の三第二項」とあるのは「第四十二条の三第二項」である。この場合において、第四十一条第四項及び第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第二項」であり、並びに第四十一条の三第二項中「前項」とあるのは「第四十二条の三第二項」である。この場合において、第四十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四十二条の三第二項」であり、並びに第四十一条の三第二項において準用する前項及び第四十一条の三第一項から第七項まで」と、第四十一条の三第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の三第五項中「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」と読み替えるものとする。

四 第四十一条の三十八に次の二項を加える。

一 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外國船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外國船舶の船舶所有者及び第三十九条第一項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ず

べきことを、センターに対し、指示することができる。

五 第五十一条第二号中「認可を受けないで若し

くは認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理した者又は同条第二項の規程による届出を

しないで若しくは「届出をしないで又は」に改する場合であつて、当該特定外國船舶の船舶

め、同条中第十七号を第十八号とし、第二十一号から第十六号までを「一」号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の「一」号を加える。

十一 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第二十六条第一項の規定により認可を受けている廃油処理規程は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第二

十六条第一項の規定により届け出た廃油処理規程とみなす。

2 「」の法律の施行の際現にされている旧法第一十六条第一項の規定による廃油処理規程の認可の申請は、新法第二十六条第一項の規定によりした届出とみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中「認可し」を削る。

2 「」の法律の目的及び要旨
の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、近年の海上における大量の油の排出

に対する対応等を踏まえ、我が国における排出油の防除のための体制の強化を図るために、海上保安庁長官が海上災害防止センター(以下「センターア」という。)に対し排出油の防除のための措置を講ずべきことを指示することができる対象

範囲を拡大するとともに、関係行政機関の長等との連携を強化するための措置を講ずるほか、

廃油処理事業の経営の合理化、事業の効率化等を促進するため、廃油処理事業に係る規制の見直し等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 廃油処理事業に係る参入規制等の見直し
(1) 廃油処理事業の参入に係る許可基準のうち、需要適合性に関する規定を廃止することとする。

2 廃油処理規程の設定又は変更についての認可を事前届出に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた廃油処理規程が一定の事由に適合していないと認めるときは、当該廃油処理事業者に対し期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命することとする。

3 その他所要の改正を行うこととする。

4 附則
(1) この法律は、公布の日から施行することとする。

5 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。

6 この法律は、公表の日から施行することとする。

7 この法律の施行に伴う所要の改正を行うこととする。

8 この法律は、公布の日から施行することとする。

9 この法律は、公表の日から施行することとする。

10 この法律は、公表の日から施行することとする。

11 この法律は、公表の日から施行することとする。

12 この法律は、公表の日から施行することとする。

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 運輸委員長 大野 功統

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤 十朗

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決

2 第四十三条に規定する方法により船員の募集を行おうとする者は、船員となろうとする

者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十七条の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに當たつては、当該募集に応じようとする船員となろうとする者に誤解を生じさせることのないよう平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第六十四条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、「一千円以上三万円以下」を「十円以上三百万円以下」に改める。

第六十五条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、「一万円」を「五十万円」に改める。

第六十六条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、「五千円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「提出」を「掲出」に、「呈示して」を「提示して」に改める。

第六十七条中「左の」を「次の」に、「これを五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「求」を「求め」に改める。

第六十八条中「左の」を「次の」に、「これを三千円」を「十萬円」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第六十九条とする。

第六十九条を削る。

第六十七条の次に次の二条を加える。

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(船舶職員法の一部改正)

第二条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

由次中「第二十二条」を「第二十三条の二」に改める。

「第二十二条の二」を「第二十三条の二の二」に改め、同号に次のように加える。

水 五級小型船舶操縦士

第五条第六項中「又は操縦の技能」を削り、「操縦設備その他の設備」を「設備その他の事項」に改め、「(以)上」を「(以)下」に改め、「航行する区域及び推進機関の出力についての限定(以下「区域出力限定」という。)」を削り、同条第七項中「設備限定」を「限定」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 運輸大臣は、小型船舶操縦士に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、免許を受ける者の操縦の技能に応じ、船長として乗り組む船舶の航行する区域及び推進機関の出力についての限定(以下「区域出力限定」という。)をすることができ

る。

第六条第一項第一号イ中「四級小型船舶操縦士」の下に「及び五級小型船舶操縦士」を加え、

同号ロ中「二級海技士(通信)、三級海技士(通信)、四級海技士(電子通信)、一級小型船舶操縦士」を「その他の資格」に改め、同号ハを

削り、同項第二号中「免許」の下に「又は第二

十三条の二第一項の承認」を加え、同項第三号中「第十一条第一項」の下に「第二十二条の二第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を、「免許」の下に「又は承認」を加え

る。

第七条の二第四項中「次の各号の一に該当す

る場合には」を「電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四十八条の二の規定による船舶局無線従事者証明(以下「船舶局証明」という。)が同法第四十八条の三の規定により効力を失つたときは」に改め、各直を削る。

第十二条の二中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 海技士(機関)の資格について試験を受ける者がその受ける試験に係る資格と同一の又はこれより上級の機関限定をした資格の海技従事者である場合には、運輸省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。

第十八条に次の二項を加える。

2 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶には、二十歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

3 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶には、運輸省令で定める電波法第四十条の資格

について同法第四十一条の免許を受けた者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

第二十一条に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、前項の承認をするときは、そ

の申請者が受有する締約国資格証明書を発給した締約国において当該締約国資格証明書で

の承認を受けたものは、第四条第一項の規定

にかかわらず、船舶職員になることができ

る。

2 運輸大臣は、前項の承認をするときは、そ

の申請者が受有する締約国資格証明書を発給した締約国において当該締約国資格証明書で

の承認を受けたものは、第四条第一項の規定

にかかわらず、船舶職員になることができ

る。

職務を行う船舶職員として、第十八条第二項の運輸省令で定める船舶に乗り組んではならない。

法第四十条の資格について同法第四十一条の免許を受けた者以外の者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、同項の運輸省令で定める船舶に乗り組んではならない。

3 第十八条第三項の運輸省令で定める電波

の運輸省令で定める船に乗り組んではならない。

平成十年五月十九日 衆議院会議録第四十号 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

四八

とされている職務の範囲内で、船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における職の範囲(以下「就業範囲」という。)を指定して行う。

3 運輸大臣は、第一項の承認の申請者が前項の規定により指定する就業範囲の職務を行ふのに必要な経験、知識及び能力を有すると認めるとときは、その承認をすることができ

る。

4 第一項の承認は、当該承認を受けた日から起算して五年を経過したとき、又は締約国資格証明書が効力を失つたときは、その効力を失う。

5 船舶所有者は、その船舶に、第十八条第一項の規定により乗り組ませなければならないものとされている海技従事者に代えて、第一項の承認を受けた者であつて乗組み基準に定

める職(第二十条第一項の規定による許可を受けた場合においては、同条第二項の規定により指定された職。以下同じ。)を第一項の規定により就業範囲として指定されたものを、乗組み基準に定める職の船舶職員として乗り組ませることができる。

6 前項に規定する第一項の承認を受けた者は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、乗組み基準に定める職の船舶職員として、その船に乗り組むことができる。

7 第六条、第七条及び第十六条の規定は第一項の承認について、第十条、第十二条、前条及び第二十四条の規定は同項の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し、同条第一項、第二十四条(見出しを含む。)	海技免状	承認証
第七条	海技従事者免許原簿	締約国資格文書有者承認原簿
第十一条第一項	前条第一項	第二十二条の二第七項において準用する前条第一項
第十二条第二項	前条第一項又は第二項	第二十三条の二第七項において準用する前条第一項又は第二項
第十六条の見出し	不正受験者	不正な承認申請者
第十八条	試験に	承認に
その試験	その承認の手続	
合格	承認	
試験を受けさせない		
海技免状		締約国資格証明書及び承認証
前条(見出しを含む。)		

第二十九条の三第一項第一号中「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)」を「条約」に改める。

第三十条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十条の二中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十条の三中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十条第一項」の下に「(第二十三条の二第七項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十一条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十条第一項」の下に「(第二十三条の二第七項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一項第五号、第六条第一項第一号イ、第二号及び第三号並びに第二十三条の二第一項から第三項までの改正規定、同条を同法第二十三条の二の二とし、同法第三章中第二十三条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条第一項の改正規定(「履歴限定若しくは設備限定」を「限定」に改める部分を除く。)、同法第二十六条の二、第二十九条の三第一項第一号、第三十条の三第一号及び第三十二条の規定並びに同法第二十二条の改正規定(「五万円」を「十万円」に改める部分を除く。)並びに附則第三条の規定(公布の日から

第三十三条ただし書きを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条のうち船舶職員法第五条第六項及び第七項の改正規定、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に一項を加える改正規定、同法第六条第一項第一号ロの改正規定、同号ハを削る改正規定、同法第十三条の二の改正規定(同条第二項に係る部分に限る。)、同法第二十一条に一項を加える改正規定(同条第二項に係る部分に限る。)、同法第二十二条の改正規定並びに同法第二十六条第一項の改正規定(「履歴限定若しくは設備限定」を「限定」に改める部分に限る。)、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日までに政令で定める日を定め、

第二条のうち船舶職員法目次、第五条第一項第五号、第六条第一項第一号イ、第二号及び第三号並びに第二十三条の二第一項から第三項までの改正規定、同条を同法第二十三条の二の二とし、同法第三章中第二十三条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条第一項の改正規定(「履歴限定若しくは設備限定」を「限定」に改める部分を除く。)、同法第二

二十六条の二、第二十九条の三第一項第一号、第三十条の三第一号及び第三十二条の規定並びに同法第二十二条の改正規定(「五万円」を「十万円」に改める部分を除く。)並びに附則第三条の規定(公布の日から

した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年五月十五日

運輸委員長 大野 功統

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

[別紙]

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

日本船舶と日本人船員の減少に歛止めをかけ国際海上輸送の活力を向上させるため、また、安全な海洋レクリエーションを振興させるために、政府は次の措置を早急に講すべきである。
一、外航海運の基盤を強化し日本船舶の国際競争力を増強するため、関係者に一層の努力を求めるとともに、国際船舶制度を拡充するなどの有効な施策を講ずること。
二、日本人船員の減少を防止し、優秀な技術を今後とも維持するために、労働条件・環境等の改善に一層の努力をするとともに、若年船員を養成するための有効な施策を講ずること。
三、小型船舶に係る水上交通の安全対策について適切な措置を講ずること。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求める件

右
国会に提出する。

平成十年四月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

1 この議定書に附属する金融サービスに関する関係加盟国の特定の約束に係る表又は第一条の免除に係る表は、この議定書が当該関係加盟国について効力を生ずる時に、当該関係加盟国の特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表の金融サービスに関する部分に代わるものとする。

2 この議定書は、千九百九十九年一月二十九日まで関係加盟国による署名その他の方法によつて行う受諾のために開放しておく。

3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が千九百九十九年一月三十日前にこの議定書を受諾しなかつた場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、その後

千九百九十八年二月二十七日にジュネーヴで、この議定書に附属する表に關して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成し

3 この規定によるこの議定書の受諾に關する通告書を速やかに送付する。
4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証原本及び3の規定によるこの議定書の受諾に關する通告書を速やかに送付する。

三十日以内にその効力発生に關する決定を行うことができる。

4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証原本及び3の規定によるこの議定書の受諾に關する通告書を速やかに送付する。

ことといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書

金融サービスに関する自國の特定の約束に係る免除に係る表をこの議定書に附屬させる世界貿易機関(WTO)の加盟国(以下「関係加盟国」という。)は、

千九百九十五年七月二十一日にサービスの貿易に関する理事会によって採択された金融サービスに関する第二決定(S/L/第九号)に基づき交渉を行い、

次のとおり協定する。

7 金融サービス
日本国は、金融サービスに關し、この協定の第三部及び金融サービスに関する附屬書の規定に加えて「金融サービスに係る約束に関する了解」(以下「了解」という。「了解は、この約束表に附屬するものとし、この約束表の不可分の一部を成す。」)に従い、この協定に基づく特定の約束を行う。金融サービスの分野においては、了解に基づく義務をこの協定の第三部及び金融サービスに関する附屬書の規定に基づく義務に追加して負うものとする。

日本国は、金融サービスに関する附屬書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限(このよろくな信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの)を課すことを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従つて認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に關し、サービス提供者が積極的な勧誘を行つことなく日本国外の加盟国領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、この協定第一條2(b)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

官 報 (号 外)

平成十年五月十九日

衆議院会議録第四十号

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

A 保険及び保 險関連のサー ビス		分 野	市場アクセスに係る制限	内 国 民 待 遇 に 係 る 制 限	追加的な約束
(1) は、次の条件及び制限に従う。	(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) この協定第一條2の(a)及び(b)に基づきこの金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務についても、原則として業務上の拠点が必要である。	(4) 東表に添付する追加的な約束を履行する。
(a) 日本国内で運送される貨物	(a) 自動車損害賠償責任保険については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 日本国は、この約束を除くほか、約束しない。	(4) 東表に添付する追加的な約束を履行する。
(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶	(b) 日本国で免許を受けている保険サービス提供者が行う保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 日本国は、この約束を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
自動車損害賠償責任保険については、原則として業務上の拠点が必要である。	自動車損害賠償責任保険については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B 銀行サービ スその他の金 融サービス (保険及び保 險関連のサー ビスを除く)		分 野	市場アクセスに係る制限	内 国 民 待 遇 に 係 る 制 限	追加的な約束
(1) は、次の条件及び制限に従う。	(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) この協定第一條2の(a)及び(b)に基づきこの金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務についても、原則として業務上の拠点が必要である。	(4) 東表に添付する追加的な約束を履行する。
(a) 日本国で運送される貨物	(a) 一九九八年四月以降、制限しない。それ以前のサービスの提供については、次のすべての制限に服する。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 日本国は、この約束を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶	表示された日本国外における預金又は信託契約であつて、これらの合計額が二億円相当額を超えるもの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約については、次のすべての制限に服する。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 日本国は、この約束を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
自動車損害賠償責任保険については、原則として業務上の拠点が必要である。	自動車損害賠償責任保険については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、ポートフォリオ投資のための一億円相当額を超える外国通貨で表示された日本国外における預金について、期限を定めない許可を与えられる。当該預金については、事後の報告のみを行う。

次回の取引に係るサービスについて、日本国内の外国為替証銀行を通じて提供を受けることができる。当該外国為替証銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。

(iii) 外國為替の取引
現物決済が行われる外國為替取引を伴う派生商品(例えば、通貨の現物オプション)の取引

営業を行う法人は、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されているすべての証券派生商品に投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。

(b) 営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、許可を受けることなく、(自ら)の勘定において、日本国外の取引所に上場されている金融機関の先物又はオプションに投資することができるのである。当該投資については、事後の報告のみを行う。

相殺、居住者が非居住者のために行う他の居住者に対する支払、居住者が非居住者のために

(c) 行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済

(3) **投資信託の委託サービスの業務**
上の拠点については、日本国内で
設立された法人でなければならな
い。

(3) 預金保険制度は、外國銀行の支店が扱う預金を対象としない。

(5) 日本国は、厚生大臣が投資一任契約に係るサービス提供者による運用を認める厚生年金基金の資産については、ニュー・マネー(注)とニュー・マネー以外の資産の区分を使用しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(4)

厚生大臣が厚生年金基金の資産運用の方針を拡大し投資一任契約に係るサービスを含めるところに過ぎないと認定した日以後に当該基金が徴収した掛け金の累積により主として構成される資産をいふ。

追加的な約束の欄に特定の約束として適当な
当局が申請を認可すること又は届出を受け入れ
ることが記載されている場合には、このような

A

日本国との追加的な約束

申請又は届出は、これに適用される法的基準に適合するものでなければならぬ。適当な当局は、そのような法的基準を、公正なかつ透明性のある態様により適用するものとし、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化することを認めるように解釈する。

1 適当な当局は、自動車保険の通信販売に係る申請を認可し、また、保険サービス提供者がクレジット・カードによる支払を受領した日から有効となる保険契約については、クレジット・カードの使用を通じた保険料の支払を認可する。

自動車保険の「通信販売」とは、保険サービス提供者が、新聞、雑誌等の広告媒体を通じて又はダイレクト・メール若しくは電話を通じて消費者に自口の商品を提示し、郵便又は電話による消費者からの契約の申込みを受け、消費者と対面することなく郵便又は電話によるやり取りを通じて消費者と契約を結ぶ販売方式であると定義される。

2 適当な当局は、千九百九十八年四月一日以後、一契約当たりの最低保険金額を七十億円に引き下げる」とにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリー制度の適用範囲を拡大する。

3 適当な当局は、料率及び特約について届出るとともに、適当な当局に届出がされた商品の販売を九十日の標準処理期間内に認める(すなわち、届出を受け入れる)。

医師賠償責任保険

操業開始延長保険

開業延長保険

土木構造物保険

原子力保険

企業包括賠償責任保険

環境汚染賠償責任保険

組立保険

動産総合保険

コンピュータ総合保険

ボイラー・ターボセット保険

運送保険

クレジット・カード盗難保険

賠償責任保険

建設工事保険

保証証券

自動車保険

クレジット・カード盗難保険

賠償責任保険

(c) 必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられるまでの間は、適当な当局は、生命保険及び損害保険の分野における主要な商品の種類に属する商品であって、商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を有するものに係る申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に認可する。

(d) 適当な当局は、料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を備えた任意自動車保険(料率が差異化された自動車保険であつて通信販売によるものを含む。以下「差異化された自動車保険」といいう。)に係る申請を千九百九十七年九月一日より認可する。担保危険に基づいた差異化には、次に掲げる危険要因に基づいて範囲料率外に料率を差異化することを含む。

以下「差異化された自動車保険」といいう。に係る申請を千九百九十七年九月一日より認可する。担保危険に基づいた差異化には、次に掲げる危険要因に基づいて範囲料率外に料率を差異化することを含む。

年齢

性別

運転歴

使用目的(例えは、商業用、個人用)及び使用形態(例えは、年間走行距離)

地理(すなわち、北海道、四国、九州及び本州(本州は、東北、関東・中信越、北陸・東海及び近畿・中国に分けられる。)の各地域)

車の安全上の特性

車の所有台数

車種

保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化するよう

な申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に、料率算出団体によって算出され

た統計上の料率を使用しているか否かを考

慮することなく認可する。

5 (a) 適当な当局は、法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(i) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(ii) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(iii) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(iv) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(v) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(vi) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財團(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険とは、全国法人会連合、局連法

人会、県法人会連合会、単位法人業種横断的な社団若しくは財團

会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

(b) 適当な当局は、損害保険サービス提供者の子生命保険会社に対してはがん単品保険及び医療単品保険の引受けを認めない。また、適当な当局は、基本保険金額に対する特約給付金額の比率に關し、新保険業法が千九百九十六年四月一日に施行される前に存在していた制限を維持する。

(c) 適当な当局は、4に規定するところにより必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられた日までに次のすべての措置がとられていることを条件とし、その日から二年半後に、(a)及び(b)に規定する第三分野における急激な変化を避けるための措置(注)を終了させる。この(c)の適用上、(i)、(ii)及び(iii)に規定する措置の標準処理期間に関して、軽微に相違した例外的な事例の存在により、これらの措置がとられていないとはされない。

注 この措置は、団体長期障害所得保険、所得補償保険及び長期障害特約には適用されない。

(ii) 適当な当局が、4(d)に規定する差異化された自動車保険の申請を九十日の標準

(iii) 適当な当局が、2に規定するところにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリー制度の適用に係る一契約当たりの最低保険金額を引き下げる。

(iv) 適当な当局が、届出制に関して、(A) 3に掲げるボイラー・ターボセット保険から保証証券までの六の商品について届出制を実施すること。

(B) 適当な当局に届出がされた3に掲げる十六の商品の販売を九十日の標準処

理期間内に認める(すなわち、届出を受け入れる)こと。

(v) 4に規定するところにより、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によって算出された料率を使用しなければならない義務を撤廃するために必要な立法上の変更が行われ、かつ、これに伴う行政上の措置がとられること。

(vi) 適当な当局が、差異化された商品又は料率の申請に關し、提出された申請を九日の標準処理期間内に認可すること。

(vii) (i)及び(v)の措置は、この(c)に定める日の九十日前までに申請又は届出がされた場合には、とされているものとみなされる。

6 保険サービス提供者は、保険商品又は料率に關係する書類であつて自己が申請であると考えるものを適当な当局に對して提出したときは、当該適当な当局に對してその申請の位置付けを決定するよう要請することができる。当該適当な当局は、不當に延滞することなくそのような要請に応ずるものとし、当該書類を正式な申請であると認めるか否かを示す。

(i) 適当な当局が、2に規定するところに記載された自動車保険の申請を九十日の標準処理期間内に認可すること。

(ii) 適当な当局が、4(d)に規定する差異化された自動車保険の付加率のアドバイザリー制度の適用に係る一契約当たりの最低保険金額を引き下げる。

(iii) 適当な当局が、届出制に関して、(A) 3に掲げるボイラー・ターボセット保険から保証証券までの六の商品について届出制を実施すること。

(B) 適当な当局に届出がされた3に掲げる十六の商品の販売を九十日の標準処

については、千九百九十九年三月までに撤廃する。

3 年金福祉事業団の資産(各保険会社において合併して運用される資金を除く)及び投資一任契約に係るサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産(各保険会社において合併して運用される資金を除く)の運用に關しては、年金の資金を運用するサービス提供者との資産配分規制を適用しない。

4 投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一の団体がその双方を提供することができる。もつとも、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序の維持に係る規定及び適当な当局により定められる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。

5 適当な当局は、年金福祉事業団がその資産の運用において指定單の枠組みを通じた投資顧問会社の参加を許容することを認める。このような制度については、千九百九十九年における次回の日本国の年金の財政再計算において再検討する。

「指定單」とは、信託銀行が提供する単独運用指定金銭信託をいう。指定單の下では、受益者は、購入される株式、債券その他の有価証券の個別の銘柄を特定しない。信託銀行は、国内法令により、指定單の元本を保証することを認められている。

6 適当な当局は、信用秩序の維持の見地から市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。

2 投資一任契約に係るサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産については、その経過を必要とするとの要件を三年に短縮する。

金融サービスに係る約束に關する了解

ウルグアイ・ラウンドの參加国は、金融サービ

スに關し、サービスの貿易に關する一般協定(以下「協定」という。)に基づく特定の約束を協定第三部に定める方法に代わる方法に基づいて行うことができる。この方法については次の了解に従って適用することが合意された。

(i) 当該方法は、協定の規定に抵触しないものと適用することが合意された。

(ii) 当該方法は、協定第三部に定める方法に従って特定の約束を記載する加盟国の権利を害さないものとする。

(iii) 当該方法に基づいて行われた特定の約束は、加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。

(iv) 加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。

関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自國の約束表に記載する。

次のB及びCの約束に對して課される条件及び制限は、当該約束に適合しない現行の措置に限る。

A 現状維持

B 市場アクセス

1 協定第八条の規定に加えて、次の規定を適用する。

加盟国は、金融サービスに係る自國の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに關する附屬書1(b)の規定にかかるらず、同附屬書1(b)に規定する活動

官報(号外)

について適用する。

公的機関が購入する金融サービス

2 加盟国は、協定第十三条の規定にかかわらず、自國の公的機関が自國の領域内で金融サービスを購入し又は取得するに当たる、当該領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し最惠国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

3 加盟国は、非居住者である金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ本人として又は仲介により若しくは仲介者として次のサービスを提供することを許可する。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険

(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む)。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいづれか又はすべてを対象とする。

(ii) 國際間の運送中の貨物

(b) 再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附屬書5(a)(iv)に規定する保険の補助的なサービス

(c) 金融サービスに関する附屬書5(a)(v)に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データの処理並びに同附屬書5(a)(vi)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス(仲介を除く)。

4 加盟国は、自國の居住者が他の加盟国で次の金融サービスを購入することとを許可する。

- (a) 3(a)に規定する金融サービス
- (b) 3(b)に規定する金融サービス
- (c) 金融サービスに関する附屬書5(a)(v)から(viii)までに規定する金融サービス

業務上の拠点

5 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者に対し、自國の領域内で業務上の拠点を設け又は拡張する権利(既存の企業の取得により業務上の拠点を設け又は拡張する権利を含む)を与える。

6 加盟国は、5の規定に基づく自國の義務を回避せず、かつ、協定に定めるその他の義務に適合する場合には、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課すことができる。

7 加盟国は、自國の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、新たな金融サービスを当該領域内で提供することを許可する。

8 情報の移転及び処理

9 いかなる加盟国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融サービス提供者による支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びファイナンスの制度の利用を認め。この規定は、加盟国最終的な決済手段の規定は、加盟国最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

- (a) 金融サービス提供者が当該加盟国が域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置
- (b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国全体に拡張することを制限する
- (c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措

れないことを条件とする。

9(a) 加盟国は、自國の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービ

ス提供者の次の人員が自國の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業に於て重要な専有の情報を有している上級の管理職員

(ii) 金融サービス提供者の業務上の専門

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自國の領域内で有資格者として利用可能であることを条件として、自國の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家

(ii) 保険数理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除

去し又は限定するよう努める。

- (a) 金融サービス提供者が当該加盟国が域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置
- (b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国全体に拡張することを制限する
- (c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券

置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、

当該措置

(d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業

務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に対し、協定の規定を尊重する措置であっても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてこれら

の措置は、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不当に差別しないものと

する。

11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に於し、市場への進出の機会の現在の程度及び他のすべての加盟国の金融サービス提供者が自國の領域内で一の階級として既に享受している利益を限定し又は制限しないよう努める。ただし、この約束が当該措置をとる加盟国の金融サービス

提供者を結果として不适当に差別することとなることを条件とする。

12 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自國の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及び

ファイナンスの制度の利用を認め。この規定は、加盟国最終的な決済手段の

規定は、加盟国最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たりこれらは組織若しくは団体に対し直接若しくは間接に特權若しくは利益を与えている場合は、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に対し内国民待遇を与えることを確保する。

D

定義

「非居住者」である金融サービス提供者は、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。

この方法の適用上、
1 「非居住者」である金融サービス提供者は、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。

2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを提供するための加盟国の領域内の企業をいい、子会社(その全部又は一部が所有されているもの)、合弁企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所その他の組織を含む。

3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス(既存の又は新たな商品に關するサービス及び商品が納入される態様を含む。)であって、金融サービス提供者によって当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

(我が国外の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は省略)

(署名欄は省略)

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

ウルグアイ・ラウンド交渉の成果の一環として、サービスの貿易についての国際的な規律を規定した「サービスの貿易に関する一般協定」(以下「サービス貿易一般協定」という。)が「世界貿易機関を設立するマーケシュ協定」(以下「世界貿易機関協定」という。)の附属書として作成されたが、金融サービス分野については、交渉が難航し、世界貿易機関の金融サービスの貿易に関する委員会及びサービスの貿易に関する理事会において、金融サービスが金融サービスを提供する当該加盟国の領域内に業務上の拠点を有するか有しないかを問わない。

2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを提

供するための加盟国の領域内の企業をい

う。)が附属する「サービス貿易一般協定の第二議定書」(以下「第二議定書」という。)が採択さ

れ、第一議定書は、確認期間等を経て、同年十一月六日に作成された。我が国は、これを同年十一月八日に受諾し、平成八年九月一日に効力を生じた。

金融サービス分野については、平成九年十一月一日から始まる六十日間の期間において、約束表の修正又は撤回及び免除表の修正を行う機会が再度与えられることになっていたことから、同年四月に交渉が再開され、最終的に、七

十一の加盟国が金融サービス分野についての約

束表及び免除表を提出し、同年十二月二十二日、交渉は妥結した。その後、確認期間等を経て、平成十年一月二十七日、本議定書が作成された。

本議定書は、サービスの貿易の中で最も重要な分野の一つである金融サービス分野の貿易について、世界貿易機関の関係加盟国が最惠国待遇を基本としつつ、市場アクセス、内国民待遇等に関する自由化約束を行うことにより、多角的自由化を進展させることを目的とするものであり、本議定書に附屬する金融サービスに関する関係加盟国との約束表又は免除表は、本議定書が当該関係加盟国について効力を生ずる時に、当該関係加盟国との約束表又は免除表の金融サービスに関する部分に代わるものとすること等について規定している。

なお、本議定書は、すべての関係加盟国が受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。すべての関係加盟国が平成十一年一月三十日前に本議定書を受諾しなかつた場合には、同日前に本議定書を受諾した関係加盟国は、その後三十日以内に本議定書の効力発生に関する決定を行なうことになる。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二

議決理由

外 報 号

贈賄が国際商取引(貿易及び投資を含む。)において広範にみられる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害し並びに国際的な競争条件を歪めていることを考慮し、並びに国際商取引における贈賄を防止することを考慮し、
千九百九十七年五月二十三日に經濟協力開発機構(OECD)の理事会において採択された「国際商取引における贈賄の防止に関する改訂勧告(C(九七)一三最終版)」において、国際商取引における外國公務員に対する贈賄を抑止し及び防止するための効果的な手段、特に、当該勧告に掲げる合意された共通の要素及び各国の基本的な法的原則(裁判権に関するものも含む。)に合致した方法により、かつ、効果的に協調された態様により、当該贈賄を速やかに犯罪とすることが求められており、これを尊重し、
他の近年の進展(国際連合、世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関、米州機構、欧州評議会及び歐州連合の活動を含む。)により、公務員に対する贈賄の防止に関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、
贈賄を防止するための企業、商業団体、労働組合及び他の非政府機関による努力を歓迎し、
国際商取引において個人又は企業に対し贈賄が要求されることを防止する上での政府の役割を認識し、
この分野において進展を図るために、一国における努力のみならず、多国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、
締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することがこの条約の不可欠の目的であり、そのためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要であることを認識し

て、
第一次とおり協定した。

第一条 外國公務員に対する贈賄

1 締約国は、ある者が故意に、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又は第三者のために金銭上又はその他の不当な利益を直接に又は仲介者を通じて申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。

2 締約国は、外國公務員に対する贈賄行為の共犯(教唆、ほう助又は承認を含む。)を犯罪とするために必要な措置をとる。外国公務員に対する贈賄の未遂及び共謀については、自国の公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

3 1及び2に定める犯罪を、以下「外國公務員に対する贈賄」という。

4 この条約の適用上、

a 「外國公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者(任命されたか選出されたかを問わない)、外国のために公的な任務を遂行する者(当該外国の公的機関又は

公的な企業のために任務を遂行する者を含む。)及び公的国際機関の職員又はその事務受託者をいう。

b 「外国」には、國から地方までのすべての段階又は区分の政府を含む。

c 「外國公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控える」というときは、当該

又は行動を差し控える」ことの範囲内である。

外国公務員に認められた権限の範囲内であるかないかを問わず、その地位を利用することを含む。

締約国は、自國の法的原則に従って、外國公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

めに必要な措置をとる。

員に対する贈賄について法人の責任を確立するた
めに必要な措置をとる。

第三条 制裁

1 外國公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科する。刑罰の範囲は、自國の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には、効果的な法律上の相互援護及び引渡しを可能とするために十分な自由の剥奪を含むものとする。

2 締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外國公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁(金銭的制裁を含む。)であって、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。

3 締約国は、賄賂及び外國公務員に対する贈賄を通じて得た収益(又は収益に相当する価値を有する財産)を押収し若しくは没収し又は同等の効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。

4 締約国は、外國公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対する追加的な民事上又は行政上の制裁を科することについて考慮する。

5 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、締約国において適用される規則及び原則に従う。外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、経済上の国家的利益に対する配慮、他国との関係に対する潜在的影響又は関係する自然人若しくは法人がいずれであるかに影響されなければならない。

6 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

7 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

8 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

9 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

10 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

11 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

12 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

13 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

14 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

15 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

16 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

17 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

18 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

19 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

20 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

21 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

22 締約国は、外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

3 この条約に定める犯罪が行われたとされる場合に二以上の国が裁判権を有するときには、関係締約国は、そのいづれかの要請により、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するため協議を行う。

4 締約国は、裁判権の設定に関する現行の基準が、外國公務員に対する贈賄を防止する上で効果的であるかないかを見直し、効果的でない場合には、改善措置をとる。

第五条 執行

1 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、締約国において適用される規則及び原則に従う。外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、経済上の国家的利益に対する配慮、他国との関係に対する潜在的影響又は関係する自然人若しくは法人がいずれであるかに影響されなければならない。

2 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

3 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

4 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

5 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

6 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

7 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

8 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

9 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

10 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

11 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

12 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

13 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

14 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

15 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

16 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

17 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

18 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

19 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

20 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

21 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

22 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

23 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

24 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

25 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

26 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

27 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

28 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

29 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

30 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

31 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

32 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

33 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

34 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

35 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

36 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

37 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

38 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

39 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

40 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

41 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

42 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

43 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

44 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

45 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

46 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

47 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

48 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

49 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

50 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

51 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

52 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

53 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

54 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

55 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

56 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

57 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

58 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

59 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

60 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

61 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

62 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

63 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

64 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

65 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

66 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

67 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

68 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

69 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

70 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

71 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

72 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

73 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

74 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

75 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

76 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

77 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

78 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

79 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

80 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

81 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

82 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

83 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

84 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

85 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

86 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

87 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

88 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

89 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

90 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

91 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

92 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

93 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

94 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

95 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

96 外國公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は

又は虚偽の書類を使用することを禁止するために必要な措置をとる。

2 締約国は、1の企業の帳簿、記録、勘定又は財務諸表における1に規定する欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定める。

第九条 法律上の相互援助

1 締約国は、国内法並びに関連する条約及び取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この条約に定める犯罪について他の締約国によって行われる検査若しくはとられる刑事手続又は法人に對して他の締約国によりこの条約の範囲内でとられる刑事手続以外の手続に關し、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他の締約国に与える。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、当該要請に応じるために必要な追加の情報又は文書について通常なく通報し、また、要求がある場合には、当該要請についての検討の状況又は結果を通報する。

2 締約国が双罰性を法律上の相互援助の条件とする場合には、この条件は、援助の要請に係る犯罪がこの条約に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

3 締約国は、銀行による秘密の保持を理由として、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

第十条 犯罪人引渡し

1 外国公務員に対する贈賄は、締約国の国内法及び締約国間の犯罪人引渡し条約における引渡犯罪とみなされる。

2 犯罪人引渡しの存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡し

の請求を受けた場合には、この条約を外国公務員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しのための員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

3 締約国は、外国公務員に対する贈賄に關し、自國の国民であっても引き渡すことができるか又は訴追することができるよう確保するために必要な措置をとる。外国公務員に対する贈賄に關するある者の犯罪人引渡しの請求を当該者が自國の国民であることを理由として拒否した締約国は、訴追のため自國の権限のある当局に事件を付託する。

4 外国公務員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しは、締約国が国内法並びに適用される条約及び取決めに定める条件に従う。締約国が双罰性を犯罪人引渡しの条件とする場合には、この条件は、犯罪人引渡しの請求に係る犯罪が第一条に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

第十一条 責任のある当局

協議に關する第四条3、法律上の相互援助に関する第九条及び犯罪人引渡しに関する第十一条の規定の適用上、締約国は、当該締約国のためにこれららの事項について連絡経路となる当局であつて、要請若しくは請求を行い又はこれらを受ける責任を有するものを経済協力開発機構事務総長に通報する。もともと、その通報は、締約国間の他の取決めの適用を妨げるものではない。

第十二条 監視及び事後措置

締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセンサス方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)の枠組みにおいて、その付託事項に基づき、実行する。

締約国は、当該計画の費用を、この作業部会(又はその役割を継承するもの)に適用される規則に従って負担する。

1 この条約は、その効力発生の時まで、経済協力開発機構の加盟国による署名及び同機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会の完全な参加国となるよう招請された非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、その効力発生の後、経済協力開発機構の加盟国である非署名国による加入及び国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)の完全な参加国となつた非署名国による加入のために開放しておこう。これらの非署名国については、この条約は、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

3 この条約は、署名国により、それぞれ自國の法令に従つて受諾され、承認され又は批准されなければならない。これらは、非署名国については、この条約は、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

第十四条 批准及び寄託者

1 この条約は、署名国により、それぞれ自國の法令に従つて受諾され、承認され又は批准されなければならない。これらは、非署名国については、この条約は、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

第十五条 効力発生

1 この条約は、附属書に掲げる最大の輸出額を有する十の国うちの五の国であつて、その輸出額の総計がこれらの十の国の中の輸出額の総計の少なくとも六十分の一を占めるものが受諾書、承認書又は批准書を寄託した日の後六十日目に効力を生ずる。この条約は、その効力発生の目日以後に受諾書、承認書又は批准書を寄託する署名国については、これらの文書の寄託の後六十日目に効力を生ずる。この条約は、その効力発生後六十日目に効力を生ずる。この条約は、その効力発生の目日以後に受諾書、承認書又は批准書を寄託する署名国については、これらの文書の寄託の後六十日目に効力を生ずる。

第十六条 改正

1 いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、改正案をその審議のための締約国会議の開催の少なくとも六十日前までに他の締約国に送付する。締約国がコンセンサス方式により又は締約国がコンセンサス方式によって決定した他の方法により採択された改正案は、すべての締約国が改正案を受諾書又は承認書の寄託の後六十日で、又は当該改正案の採択の際に締約国が特定した他の状況において、効力を生ずる。

第十七条 脱退

締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。脱退は、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。脱退の後、脱退の効力発生の日前に行われたすべての援助の要請又は犯罪人引渡しの請求については、締約国と脱退した締約国との間ににおいて協力を繼續する。

第十八条 成立

千九百九十七年十一月十七日にパリで、ひとしき正文である英語及びフランス語により本書を作成した。

官 報 (号 外)

附属書 DAFFE-LIME-BR(九七)一八最終版
経済協力開発機構の加盟国の輸出統計

* 千九百九十一至千九百九十五年

出所 経済協力開発機構(注については国際通貨基金)
*** 千九百九十一一千九百九十六年
千九百九十三一千九百九十六年

ベルギー＝ルクセンブルグについて
ベルギー及びルクセンブルグについての貿易統計は、両国を一地域として算出したものののみが利用可能である。第十五条1の規定の適用上、ベルギー又はルクセンブルグのいずれか一方が受諾書、承認書又は批准書を寄託した場合並びにベルギー及びルクセンブルグの両国が受諾書、承認書又は批准書を寄託した場合には、最大の輸出額を有する十の国うちの一の国がその文書を寄託したものとみなし、かつ、両国を一地域として算出した輸出額を、当該規定により効力発生に必要とする十の国の輸出額の総計の六十パーセントに算入する。

本件の目的及び要旨
國際商取引における外國公務員に対する賄賂の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本条約は、國際商取引に関する外國公務員に対する賄賂の防止に関する条約が採択され、同年十二月十七日パリにおいて我が國を含む三十三箇国が本条約に署名した。

国際商取引に関連して行われる外国公務員に対する贈賄行為が公正な競争を阻害しているとの問題意識の高まりから、平成元年に経済協力開発機構(以下「OECD」という。)において、この問題について検討を行う専門家グループが設置された。この専門家グループでの議論等を踏まえ、平成九年五月のOECD閣僚理事会において、加盟国に対し、平成十年末までに、外国公務員に対する贈賄につき罰則を導入して対処する法律を成立させることを求める勧告が承認され、その中であわせて、このような加盟国の国内法の基盤となる条約についても、同年末までに発効させることを目指して、平成九年末までに作成作業を終了すべく条約交渉を開始することが決定された。これを受け、平成九年七月より条約交渉が開始され、合計三回の交

2 締約国は、自國の法的原則に従つて、外國公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとること。

3 締約国は、外国公務員に対する贈賄について、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科し、また、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益(又は収益に相当する価値を有する財産)を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとること。

4 締約国は、自國の領域において外国公務員に対する贈賄の全部又は一部が行われた場合においてこの犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

5 資金洗浄に係る法制の適用において自國の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用すること。

6 締約国は、国内法並びに関連する条約及び取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この条約に定める犯罪について他の締約国によって行われる検査若しくはとられる刑事手続又は法人に対する他の締約国によりこの条約の範囲内とされる刑事手続以外の手続に関して、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他の締約国に与えること。

7 外国公務員に対する贈賄に関して行われる犯罪人引渡しの請求を当該者が自國の国民であることのみを理由として拒否した締約国は、訴追のため自國の権限のある当局に事件を付託すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、効力発生のための要件に係るOECD加盟国の額の総計がこれらの十の国の輸出額の総計の少

平成十年五月十九日 衆議院会議録第四十号

国際商取引における外国公務員に対する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

なくとも六パーセントを占めるものが受諾書、承認書又は批准書をOECD事務総長に寄託した日の後六十日日の日に効力を生ずることになつてゐる。

に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

前項の規定による取扱いについては、預金者は、当該取扱いに要する費用を勘案して省令で定める額の手数料を、省令で定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三(手数料の還付) 前条第一項の規

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を複写する取扱いその他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料の徴収等を行うことができるこ

5 4 締約国は、自國の領域内において外國公務員に対する贈賄の全部又は一部が行われた場合においてこの犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。
資金洗浄に係る法制の適用において自國の

二 本件の議決理由
本件約を締結することは、国際商取引における公正な競争を確保するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十年五月十五日

衆議院議長　伊藤宗一郎殿　外務委員長　中馬弘毅

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 高柳十郎

郵便貯金法の一部を改正する法律

民防金法(昭和二十一年法律第四十四号)

6 締約国は、国内法並びに関連する条約及び
取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この
条約に定める犯罪について他の締約国によっ
て行われる捜査若しくはとられる刑事手続又
は法人に対して他の締約国によりこの条約の
範囲内にとられる刑事手続以外の手続に関
し、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他
の締約国に与えること。

7 外國公務員に対する贈賄に関する行われる
犯罪人引渡しの請求を当該者が本国の国民で
あることのみを理由として拒否した締約国

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十一年四月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤十朗

郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の
一部を次のように改正する。
第二章中第三十一条の一を第三十一条の四と

第三十一条の次に次の二条を加える。

なお、条約の不可分の一部を成す附屬書は、
効力発生のための要件に係るOECD加盟国の一

輸出統計を掲げてゐる。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年四月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

參議院議長 斎藤十朗

郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の
一部を次のように改正する。
第二章中第三十一条の二を第三十一条の四と
し、第三十一条の次に次の二条を加える。
第三十一条の二(特別な取扱い及びその手数料)
郵政省は、省令で定めるところにより、次に掲
げる取扱いをることができる。
一 貯金証書その他の郵政省が預金者に交付す
る物にあらかじめ預金者が提出する写真その
他の図画を複写する取扱い

省令で定める額
前項の請求は、その手数料を納付した時から
一年を経過したときは、これをすることができ
ない。

第六十八条の三第一項第十六号中「以下この条
において同じ。」を削り、同号を同項第十七号と
し、同項第十三号から第十五号までを一号ずつ繰
り下げ、同項第十二号の次に次の一号を加える。
十三 前号に規定する債券の信託業務を営む銀
行又は信託会社への信託で、当該債券を金融
機関その他同号の政令で定める法人に対する
貸付けの方法によってのみ運用する旨の契約
があるもの

第六十八条の三第六項を削る。

附 則

この法律は、平成十一年一月四日から施行す
る。ただし、第六十八条の三の改正規定は、公布
の日から施行する。

3 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもつて取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託することができるることとするとともに、同資金を先物外國為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃すること。

4 その他所要の規定の整備を行ふこととすること。

二 議案の可決理由

5 この法律は、平成十一年一月四日から施行すること。ただし、3に関する規定については、公布の日から施行すること。

省令で定める額
前項の請求は、その手数料を納付した時から
一年を経過したときは、これをすることができる
ない。
第六十八条の三第一項第十六号中「以下この条
において同じ。」を削り、同号を同項第十七号と
し、同項第十三号から第十五号までを一号ずつ繰
り下げ、同項第十一号の次に次の一号を加える。
十三 前号に規定する債券の信託業務を営む銀
行又は信託会社への信託で、当該債券を金融
機関その他同号の政令で定める法人に対する
貸付けの方法によつてのみ運用する旨の契約

3 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託することができる」とするとともに、同資金を先物外匯為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃すること。
4 その他所要の規定の整備を行ふこととする。
5 この法律は、平成十一年一月四日から施行すること。ただし、3に関する規定については、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由

省令で定める額
前項の請求は、その手数料を納付した時から
一年を経過したときは、これをすることができる
ない。

第六十八条の三第一項第十八号中「以下この条
において同じ。」を削り、同号を同項第十七号と
し、同項第十三号から第十五号までを一号ずつ繰
り下げ、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十三 前号に規定する債券の信託業務を営む銀
行又は信託会社への信託で、当該債券を金融
機関その他同号の政令で定める法人に対する
貸付けの方法によってのみ運用する旨の契約
があるもの

第六十八条の三第六項を削る。

3 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもつて取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託することができる」とするとともに、同資金を先物外國為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃すること。

4 その他所要の規定の整備を行ふこととする。

5 この法律は、平成十一年一月四日から施行すること。ただし、3に関する規定については、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を複写する

附
則

この法律は、平成十一年一月四日から施行する。ただし、第六十八条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

運用の範囲を拡大すること等を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 通信委員長 坂上 富男

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案は本院において可決した。右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月三日

参議院議長 斎藤 十朗 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律 (目的)

第一条 この法律は、郵政大臣が郵便貯金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行ふことによって、預金者等の利便の増進を図ることを目的とする。

(事務の委託)

第二条 郵政大臣は、現金自動預払機又は現金自動支払機(以下「自動預払機等」という。)で取り扱う郵便貯金又は貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払渡しに關する事務及びこれらに付随する事務であつて郵政省令で定めるもの(以下「郵便貯金受払事務」という。)の一部を銀行、信託会社、保険会社その他の金融業を営む者であつて郵政省令で定めるもの(以下「金融機関」)

といふ。)に委託することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により郵便貯金受払事務の一部を委託したときは、遅滞なく、当該受託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の名称その他郵便貯金受払事務の委託に

関し必要な事項を公示しなければならない。

(手数料)

第三条 受託金融機関において前条第一項の規定により委託された郵便貯金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵便貯金受払事務の委託に要する費用及び預金者の利便を勘案するとともに、金融機関の同種の手数料にも配意して郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、国に納付しなければならない。

(事務の受託)

第四条 郵政大臣は、金融機関から、自動預払機等で取り扱う預金、貸付け、信託、保険その他

の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務及びこれらに付隨する事務であつて郵政省令で定めるもの(以下「金融機関預金受払事務」という。)の一部の委託を受けることができる。

一部の委託を受けることができる。

第一項の規定により委託された金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行ふことによって、預金者等の利便の増進を図ることを目的とする。

(事務の委託)

第三条 郵政大臣は、第一項の規定により金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行ふことによって、預金者等の利便の増進を図ることを目的とする。

由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、金融機関預金受払事務について利用を制限し、又は停止することができる。

第六条 この法律に規定するもののほか、郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務に関する事項は、郵政省令で定める。

(省令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務に関する事項は、郵政省令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法(昭和二十一年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「買取り」の下に、「郵政省が郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百六十五号)第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

第十一条第一項中「及び国民年金法」を「国民年金法」に改め、「法律第二百四十一号」の下に「及び郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」を加える。

第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

第六条 郵政省設置法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

第一百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「買取りに関する事務」の下に、「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

第六条簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「支払に関する郵政窓口事務」の下に「簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条この法律に規定するもののほか、郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務に関する事項は、郵政省令で定める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第六条この法律に規定するもののほか、郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務に関する事項は、郵政省令で定める。

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第一条郵便法(昭和二十一年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「買取り」の下に、「郵政省が郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百六十五号)第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

第十一条第一項中「及び国民年金法」を「国民年金法」に改め、「法律第二百四十一号」の下に「及び郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」を加える。

第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務」を加える。

第六条郵政省設置法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

八 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

に関する事務を処理すること。

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案は、郵政大臣が郵便貯金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行ふことによりて、預金者等の利便の増進を図ることを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 事務の委託

(一) 郵政大臣は、郵便局の現金自動預払機又は現金自動支払機(以下「自動預払機等」という。)で取り扱う郵便貯金又は貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務及びこれらに付随する事務であつて郵政省令で定めるもの(以下「郵便貯金受払事務」という。)で取り扱う郵便貯金又は貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務であつて郵便貯金受払事務の一部を銀行、信託会社、保険会社その他の金融業を営む者であつて郵政省令で定めるもの(以下「金融機関」という。)に委託することができるとしている。

(二) 郵政大臣は、(一)により郵便貯金受払事務の一部を委託したときは、遅滞なく、郵便貯金受払事務を取り扱う金融機関(以下「受託金融機関」という。)の名称その他の事項を公示しなければならないこととする。

(三) 手数料

受託金融機関において(一)により委託された郵便貯金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵便貯金受払事務の受入れ又は払渡し等の事務を行ふことを目的とする。

る者は、郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、国に納付しなければならないこととする。

3 事務の受託

(一) 郵政大臣は、金融機関から、自動預払機等で取り扱う預金、貸付け、信託、保険その他金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受入れ又は払渡し及びこれらに付随する事務として郵政省令で定めるもの(以下「金融機関預金受払事務」という。)の一部の委託を受けることができるとしている。

(二) 郵便局において、(一)により委託された金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵便貯金受払事務の申込みをするものとする。

(三) 郵政大臣は、(一)による事務の取扱いをする金融機関の名称その他の事項を公示しなければならないものとする。

(四) 利用の制限及び業務の停止

郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ及び払渡し等について利用を制限し、又は停止することができる。

(五) 省令への委任

その他、郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務に関し必要な事項について、所要の規定を設けることとする。

(六) 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

から施行すること。

〔二〕 関係法律について所要の改正を行うこと

本案は、預金者等の利便の増進を図るために、郵便貯金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署において預金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行なうことができるようになる。

本件は、預金者等の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替に付隨する事務として郵政省令で定められたもの(以下「金融機関預金受払事務」といふ。)の一部の委託を受けることができるとしている。

ところにより、地方公共団体、共同募金会、共同体の口座(当該法人又は団体の申請により郵政大臣が指定するものに限る。次項において同じ。)に対する当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替に付隨する事務として郵政省令で定めることにより、次に掲げる事業を行なう法人又は団体であつて省令で定めるものの口座に対する当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

郵政大臣は、省令で定めるところにより、次に掲げる事業を行なう法人又は団体であつて省令で定めるものの口座に対する当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

郵便振替法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 坂上富男
衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 斎藤十朗
郵便振替法の一部を改正する法律案

第三十一条第一項中「場合には」を「ところにより」に、「取扱いを」を「特殊取扱を実施」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 前二号に掲げる取扱いに準ずるもの

第三十一条第二項中「前項」を「第一項の規定による特殊取扱及び前項」に、「特殊取扱料」を「料金」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

郵政省は、前項に規定するもののほか、省令で定めるところにより、郵便振替の利用に密接に関連する役務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱いであつて次に掲げるものを実施することができる。

一 払込人又は払込金若しくは振替金を受け入れた郵便貯金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとすると記録したカードを発行する取扱い

二 口座の名称その他の口座への受入れに関する事務を処理すること。

官 報 (号 外)

平成十年五月十九日 衆議院会議録第四十号

明治
三
十五
年
三
月
二十
日
可

発行所	二東京
	番京都市○五一一八四四五
大	四号
蘿	虎ノ門二丁目
省	印 刷 局
印	
刷	
局	
電 話	
03	
(3587)	
4294	
定 価	本号一冊
配 本 体	二二〇〇円
送 料	二二〇〇円
別	